

BULLETIN
DE LA
SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON
(FONDÉE EN MARS 1888.)

(FONDÉE EN MARS 1888.)

№ 66. NOVEMBRE 1893.

(LE BULLETIN PARAIT TOUS LES MOIS.)

每月壹回
叢
行

大昇蠶猶切會集言

開封府卷之二十一

號六拾六第

明治廿一秉五月創刊

●注意會告
本會常集會の儀八九二ヶ月は暑中にて來十一月五日故監獄頭問セーバフ氏建碑祭執行に付各府縣より會員多數來京せらるべきを以て其翌六日午後四時より東京市上野公園不忍辨天社内長蛇亭に於て當常地質疑問題等携帶御來會相成度候事

●本會雜誌に掲載すべき諸報告類は爾來毎月二十日を以て締切り其の報告類は翌月分に相廻し候事

●本會細則第二條に據り庶務調査兩局長共同の發議を以て小泉保直君に調查委員を嘱託す

●本會雜誌に登載し來たれる各府縣監獄吏員及在監人月末現在表は大に當局者に有益なる趣其の賛評に接せしもふと屢々なれば斯道に有益なる効と讃々を付すたゞ依りて其全国完備のものを掲げ益々其の効益を全からしめんと欲する完全に毎月のものに止まり往々報告せられざるの向きあり願はくは前段の旨越を諒せられ斯道の爲め必ず御報告あらんあと熱望の至りに堪へざるなり

●本誌寄書家の玉稿には其無名なると匿名なるとに拘はらず都て之を獨け申度就ては續々玉稿を寄せられんことを切望す但し紙數限りあるを以て長文の御寄書は自然掲載のを免かれられたしとあるを免かれされは成るべく簡単なるものを寄せられたし

●本會に送附する爲替金は東京集治監官舍石澤謹吾氏宛にて東京千住南組千住郵便局に振り込みの事

○通運便を以て送金せられ候節は必ず其持込貨御添へ被下度

○郵券を以て代用せふるゝときは二割増たる事

○會計に關せざる往復文書は東京集治監官舍にて庶務局長石澤謹吾宛

右廣告候事 大日本監獄協會 東京市牛込區神樂町大日本監獄協會事務所宛

定價表	大監獄協會雜誌本日
半年分(六冊) ● 金四十二錢	一冊 ● 金七錢
一ヶ月分(十二冊) ● 金八十四錢	遞送料
(五号活字二十五字詰一行三付)	但交換廣告八一切
十行以下 一六錢 二五錢五厘	告八一切
十一行以上 五錢五厘 圓五錢	告八一切
卅一行以上 分五錢上四錢五厘	謝絕入

大日本監獄協会雑誌第六十六號目次

●雑誌改良に付さ汎く會員の意見を求む

- 官報
○七
○論
○新官制に就きて早見を述ふ 佐野尚六
- 如何にせば監獄制度の本旨を貫徹すべき乎(承前) 法學士 石田氏幹
○監獄作業論(承前) 加地鈴太郎譯 一〇
- 問答
○新官制問答
- 訓載
○二
○雜錄
○大に奥歎諸君に望む○典獄指城○監獄巡回者ら言○看守の増給○社會に於ける監獄官吏の職務○治獄家の委訣○大日本監獄協會常集會○監獄協會第四回常集會議事速記○特別會員小野田元泰君の演説大意○常集會長石澤謙氏の答辭
- 通信
○看守獎勵の新法○集治監分課並職務規定對照○看守教習生卒業○看守勤務獎授與○岐阜縣監獄追吊會○寄附金に就き松口若手縣典獄の書翰井に本會の返書○監獄道開鑿
- 衛書
○獄事關係の名家十名を投票するの議○北海士に答ふ○免職開者の逃走に付き大坂草尾爲雄君に質し併せて大方諸君の高教を請ふ○上官に対する敬意服従とは何ぞ
- 小夜單
○獄事彙報
○獄事數十
○附錄
○成績(後題問フ)ナンセーバッハ氏の碑(石版四)
○全建碑式記事
- 廣告

去る十月六日、東京市上野公園内湖心亭に於て開きたる、

本會常集會の席上にてせられたる本會特別會員小野田元

泰君の旨趣に基づき會員多數の意見に依りて、雑誌の体

裁、及び掲載事項を改良進歩せしめんとす、依りて從來

の休載、及び掲載の項目に付きて、御意見を有せらる、

諸君は、腹藏なく十分に申述されんとを望む、但し來甘

七年一月分より改良すべきを以て、御意見ある諸君は、

本年十二月三十一日迄に、御送致ありたし、

● 本會雑誌に登載し來たれる各府縣監獄

吏員及在監人月末現在表は大に當局者に有益なるものと譽々を待たず依りて全國完備のものを道に有益なると嘆々を賛評に接せしめんと欲するに毎月大抵二十四五縣に止まり往々報告せられるに向かあり願はくは前段の旨趣を諒せられ斯道の爲め必ず御報告あらんよと熱望の至りに堪へざるなり

(一) 大監獄會協雜誌第十六號

○東洋
朕陸軍

大日本監獄協會雜誌第六十六號

十一月

官
報

明治廿六年十一月二日 陸軍大臣 伯爵大山巖
勅令第二百號
陸軍監獄看守長及看守服制別表ノ通定ム
附則
本令ハ明治二十六年十一月十日ヨリ施行ス
(別表)

名稱	中身	鍔	柄	韁	形狀	第十三號乙
刀 看守長 舞曲五分	黃鐵 無地	牛角 線真鑑線一絲	鐵ノ約環ヲ附ス	第一第二兩箇 如圖		
看 守 舞劍		胡桃或ハ櫻	鋼製			
				如圖		
位 階						

附
級
長

	札幌	東京	大阪	名古屋	熊本	仙臺	廣島	札幌
幌								
	一	一	一	一	一	一	一	一
	一	三	四	五	一	三	四	五
	一	三	四	五	一	三	四	五
	六		二〇		二五		三四	

1

位 置	階 級	大 尉	中 尉	少 尉	一等軍醫	下 士	看 守卒
札幌	長	一	副長	一	一	一	三
仙臺	名古屋	長	副長	一	一	一	八
廣島	熊本	長	一	一	一	九	一六
福山	縣和歌山縣	長	一	七	一二		
富山	縣	長	一	五			
明治十七年七月當省乙第三十號達聯合地方區分中元兵庫	備	(一) 東京札幌ヲ除クノ外當分ノ内各監獄ニ看守長一名ヲ増加ス(二) 藩 獄長、副長全員九人内四分一ハ乘馬本文ノ者ヲ以テ充ツルコトヲ得					
假留監聯合地方京都府大阪府滋賀縣奈良縣福井縣石川縣							
富山縣和歌山縣ヲ東京集治監聯合地方ニ兵庫縣鳥取縣島							

內務省訓令第二十號

警視廳
府
縣

明治十七年七月當省乙第三十號達聯合地方區分中元兵庫假留監聯合地方京都府大阪府滋賀縣奈良縣福井縣石川縣富山縣和歌山縣ヲ東京集治監聯合地方ニ兵庫縣鳥取縣島

理セシム
醫官ノ申立ニ依リ臨時入浴若クハ鬚髮ヲ梳理セシムル
ハ前三項ノ例ニアラス
婦女人ノ頭髮ハ膏油類ヲ用ヒ及裝飾スルヲ得ス
各條中ニ散見スル「監獄課長」ヲ「監獄長」ニ「監護長」ヲ
看守長ニ「監護」ヲ「看守」ニ改ム

海軍省令第五號參照
海軍省令第十四號海軍監獄則施行細則(明治二十三年九月二十日)抄錄
第三條 各監房内ニハ在監人ノ遵守ス可キ事項ヲ掲示シ傍訓ヲ施ハ解シ
易カフシム可シ其事項左ノ如シ

一 在監人ハ互ニ順チテ主トシ常ニ命令ヲ謹守ス可シ
一 每朝常用ノ諸器具ヲ洁潔ニシテ排列シテ點検ヲ受ケ及席壁廻團ヲ
掃除ス可シ

一意壁若クハ物件ヲ汚損シ不適

海軍省令第五號
海軍監獄則施行細則中左ノ通改正ス
明治廿六年十一月二日 海軍大臣 伯爵西郷從道
第三條ニ左ノ一項ヲ追加ス
一刑ノ執行若クハ監獄ノ檢束ヲ免ル、爲メ故ラニ身體アヒト

明治廿六年十一月一日　内務大臣　伯爵　井上馨
内務省訓令第二十號參照
内務省乙第三十號達(明治十七年七月八日)を參照
根縣崎山縣廣島縣山口縣德島縣香川縣愛媛縣高知縣ヲ三
池假留監聯合地方ニ改ム

今般假留監設置セラレ候ニ付刑罰流行及し禁獄ノ刑ニ處セラレタル囚徒送致方及ヒ聯合地方ノ區分左ノ通相定候餘此旨相達候事(下署ス)

○省令
海軍省令第五號

明治廿六年十一月二日 海軍大臣 伯爵西郷從道
第三條ニ左ノ一項ヲ追加ス

一刑ノ執行若クハ監獄ノ檢束ヲ免ル、爲メ故ラニ身體

ア黴傷シ疾病ヲ作爲シ又ハ其他ハ所爲アルヘカラス
第十八條第一項中「監獄課」ヲ「監獄長」ニ改メ第二項及第
四十二條中「所長」ヲ「監獄長」ニ改メ第十四條中「監

四十二條中「所長の権力」ハ六字及第四十七條中「調」ハ一字ヲ削ル

内輕禁錮囚ハ毎日三時間以内監房外ニ於テ運動ヲ許シ
第四十條 刑事被告人ハ湯浴トシ其度數ハ六月ヨリ九日
マテ三日毎ニ一次十月ヨリ五月マテ七日毎ニ一次トセ

ム
一九三九年十一月三十日正午、三五七日録ニ一九三九年十二月一日正午、四人懲治人ハ水浴トシ其度數ハ監獄長適宜之ヲ定ム
刑事被告人四人懲治人ノ髪髪ハ不潔ナラサル様之ヲ禁ム

秋田縣監獄書記兼看守長に任せらる
秋田縣監獄書記兼看守長 角田 龜松君

九級俸を給せらる
岡山縣看守長兼監獄書記 全 看守長兼監獄書記 大貫 忠直君

津山監獄支署長を命ぜらる
岡山縣監獄書記兼看守長 安田 順吉君

監獄署拘置監詰を命ぜらる
岡山縣監獄書記兼看守長 山本 鐵吉君

監獄署作業課長心得兼經理課勤務を命ぜらる
岡山縣監獄書記に任し十級俸を給せらる
非職岡山縣淺口郡書記 笠井 鐵太郎君

岡山縣監獄書記に任し十級俸を給せらる
着守部長を命ぜらる 岡山縣監獄書記 石村 芳武君

岡山縣監獄書記に任し十級俸を給せらる
着守部長を命ぜらる 長崎縣看守 竹下 發之進君

岡山縣監獄書記に任し十級俸を給せらる
西村 財三郎君

岡山縣監獄書記に任し十級俸を給せらる
大島 房吉君

岡山縣監獄書記に任し十級俸を給せらる
小野口小彌太君

岡山縣監獄書記に任し十級俸を給せらる
芦田 金一郎君

岡山縣監獄書記に任し十級俸を給せらる
大島 兼三郎君

看守教官を命ぜらる 廣島縣看守長 増田 量一郎君
全

看守教官を命ぜらる 廣島縣看守長 高田 真清君
全

論 説

○新官制に就きて卓見を述べ

佐野 尚

○教誨師の待遇

今回發布せられたる官制を見るに、教誨師の官名ははじめなくも削除せられたり、此の件に就きては、各府県ともに疑團を存し、教誨師の必要なきものと信じたるものもあるべく、また之を信するの餘、早合点して解雇したるものもあるべし、然れども教誨師は決して廢止せりれたるには、あるべし、何となれば、かくまで進歩したる現今、監獄制度に於て、之を廢止すべきことありとも思はれざれば、あり、教誨師の必要なるは今更之を言ふを要せず、監獄のあらん限は、決して之を廢止すべきものにあらず、教誨師の廢止せらるべきは、全く社會に監獄の必要なくなつたる時と同時たるべし、然るに今官制より之を削除せられたるは、之れ決して教誨師を以て無用視したるにはあらず、蓋、大にその理由の存するものあればなるべし、今日の情況より察するに、監獄の教誨は、殆ど宗教家に専任せられたるもの如し、宗教の社會に必要なるはい

を毀損し宗教家を蔑視したるの甚しきものにして實に天罰ある宗教家を待遇するの方を失したるものといふべきなり、余は舊官制に對して慊然なき能はざりき。曾聞く、某司獄官、某本山に至りて、目今學識品行共に具備し、囚徒の矯正上、尤も適當なる教誨師の少なきを慨し、採擇上將來の希望を述べしに、同山要路の某僧の曰はく、監獄の教誨は、目下の急務なれば、愚俗等の奮ひて之に從事すべきは勿論なり、故に當山また此の覺悟を以て、教誨師となすべき人物の採擇に注意し、高徳の知識、また進みて之に從事せんことを希望するもの、また無きにはあらずるなり、然れども如何せん、一旦教誨師となるや、忽ち忍辱の衣を脱し、法界の爵位を離れて人間の間往々教誨師となるんことを望むものなきにはあらずとも、これ天爵と人爵との何物たるを辨へず法界の爵位す、されど、其の特徴あるか故なり、故に宗教家にして此の天爵を捨て、宗教にして此の特性を失はんか、その人は凡俗に化し、その教は腐敗に歸し、從ひて其の効力は地に墜ち、その崇信は遂に缺損せんのみ、されば宗教家の天爵は、飽くまでも維持し、宗教の特性は、飽くまでも保存したるものなり、然るに、舊官制にありては、かかる特性を看破せられ、新官制には之を削除せられたり、これ蓋天

雷ある教誨師は官制を以て拘束すべきものにあらずとの趣旨より出でたるならん、かくしてこそ政府が教誨師を待遇するの方宜しさを得たりといふべけれ、實に今回の官制は、良教誨師を封鎖し置きたる門戸を開放せる管轄なるか故に教誨師たるものも、また奮ひて佛徒の光明を發揮し、宗祖の功德を稱揚して、宗教家たるの責任を盡くし、極惡非道の人を化し、放辟邪侈の徒を誠しみ、衆生濟度の特効を顯すべきの時たり、而して監獄にありてもまた將來有爲達徳の知識を得て、囚人感化の效蹟を致さんこと、また難きにわらざるなり、されば司獄官たるものまた能く此の旨を脅脛し教誨師の益監獄に缺くべからざるを認め教誨師は監獄と共に存亡を共にするべき者なるを覺り監獄に於ける名譽ある賓師として之を待遇し從來の如き失体を停め囚徒をして隨喜崇信の念を興こさせめて教誨の實効を奏せんことを期せざるべからざるなり然らずんは余は決して教誨の目的を達すべからざるものと確信するなり

○支署願出及支署長の位地

天下名ありて實なき者あり、實ありて名なきものなり、二者共に不可たるを免れず、名ありて實なきは世既に多し、實ありて名なきは、余僅に舊官制監獄支署の件に於て、之を見るのみ、舊官制によると、監獄署を置くの文字ありたり、然れどもいまだ監獄支署を置かるるの文字あるを認めざりき、然るに、當時の實際を觀るに、警視廳

監獄署を始めどし、各府縣ともに、多きは五六、少なきも一二の支署を置かれざるはなかりき、抑も、此の支署疑なき能はざりき、然るば、支署はそれ廢すべかりしか、曰はく否、實際之を廢すべからざりしなり、然るば、官制に名文なきを知りつつも、私に之を置くべかりしか、曰はく否、私に之を置きしは、甚不可なり、曰はく、然らば如何にせば可なりしか、曰はく、唯内務省に上申して、支署の認可を経ること當然なりしなれ、然るに、往々しものといふべきか、

今や、新官制には、監獄支署を置くとの名文を載せられたり、是に於てか、本署と支署との區劃、瞭然としてまた前文の如き疑点は刮ひ去れり、然れども、從來置かれたる支署中には、前文の如き支署願出の手續を誤りたるものもあるべく、また願出でたる者もゐるべしと雖も、官制の更改と共に、茲に改めて支署願出の手續を経過するは當然の事なるべし、唯その願出を爲すに付、左の注意を要する事と信す、乃四員の少數なる支署は、之を廢止して、大約五六六十人の四員ある監獄を以て支署と爲すこと之なり。何となれば四員の少數なる監獄を多く設くるは、經濟上の失費多きは勿論、縣下監獄各の規律を異にし、支離滅裂の状を呈して、殆どその統一を缺き、從ひて、勞多くして效少なきを免れざるべきが故に、數を

權限を同一にするは甚だ不可なり、何となれば、四員多ければ戒護の吏員多きを要するは勿論なり、それ人多ければ、喧擾し易し、喧擾すれば、統一し難し、上官たるもの、その喧擾を制し、統一を期せんと欲せば、威令嚴重なるべからず。權力重からざるべからず。従ひてまた位地貴からざるべからざるなり。然るに今從來の如き、威權乏しく、位地低き一書記をして、その責に當たらしめんとするが如きは、稍失當の觀なき能はざるなり、故に余は四員の多き支署に限りて特に副典獄を置かるるか若しくは今日の書記に統轄の責に任すべき程の權力と位地とを有せしめんことを希望するものなり

○如何にせば監獄制度の本旨を貫徹すべき乎（承前）

法學士 石田 氏

前文の旨趣に出でたるものなり、進歩せる彼の如く、改良せること彼の如きすと、尙、上官の位地の貴きを待ちて、始めて統一を見る、況や我が邦の今日に在りては尙更その位地の貴重なうざるべからざるをや、ひし、監獄を置かれたり、然れども支署には、その四員の多少に拘はらず、すべて書記を以て之を統轄せしめられたり、因我邦現今の監獄を觀るに、本署には、必、一人の典獄を置かれて、統轄の任に當たらしむと。これ他なし、歐米の監獄にては、四員五六百人以上の監獄には、必一人の典獄を置きて。統轄の任に當たらしむと。これ他なし、

するも可ならん、然れども、四員の多少を論せず、その

なり諸學校を興こししなり宗教の力を假りしなり彼國は犯罪を懲戒せんと囚徒取扱方をして寛容に失せしめず嚴正に監獄則を實行せしめり又彼國は犯罪善後策として公私共に犯人出獄後措置方法を講究し之が保護會社又は保護協會等を起こせり其結果にや彼國に於ては近年に至りて犯人の數著しく減少せりと云ふ
顧みて他の諸國如何を觀れば上述の三策の中其一を廢するあり又は其二を忽にする例へば北米合衆國の北部は嚴正なる且周密なる犯罪豫防策を實施して頗る好結果を得しと雖も如何せん犯罪懲戒策及び犯罪善後策を忽にせしかば未だ其効果も充分ならざりしなり之に反して北部は私人武器携帶を許す等犯罪豫防策を忽にせしかば殺人犯罪等の罪種著しく増加し縊臺の所用絶え間あらざりしなり伊太利又はスペインの如き亦此類に属す比耳義に於ては監獄其物は頗る整頓し又頗る嚴正に實施せりと雖も犯罪豫防策及び犯罪善後策を忽にせしかば酒狂に原因する犯罪、再犯、三犯、等の罪種頗る増加せり然れども諸國に於ては今は大に其非を悟り從來の方針を一變するに至れり和蘭土、瑞西、スカンデナビア等の諸國の如きは未だ英國の如きには至らずと雖も英國と同様に三策を均一に併行するに至りしかば稍々良好なる結果ありきと云ふ

(未完)

○監獄作業論（承前）

し、其の生命を保持せしめんとするにありき、而して之を給するには、或は金錢を以てし、或は記標を以てし、食品及消廢品を購求せしめたり、隨ひて囚徒は大に作業に勉勵し、監獄の収入をして、著しく増加せしめたりき、然るに監獄の食料漸次改良せられ、食料を補充する必要なきに至り、工錢は徒に四人をして奢侈に流れしめ、刑罰の威嚴を損するの基となるに及びて、其の一的部分、即ち通常は半額を貯金となし、囚徒放免のとき之を下付して以て、其の方正なる生計に就かしむるの資に充つることとなせり、然り而して、爾來囚徒の食糧は、其の健康及勞働力を保持するに、必要な丈を給與せざるへかゝるとの原則を認められており、工錢を以て食料の補充費に充つることは、殆ど弊害の基となるとす、蓋し囚徒に其の必要外の食料物品を支給するときは、刑の威嚴を損するのみならず、囚徒をして惡念を養成せしむるの因となるのみ、何となれば囚徒は唯た己の快樂を得んか爲めに、作業に精屬すべしゆゑに、作業の道徳上の價直は、當に地に壓つべきを以てなり、是の故に工錢の使用は、最も之を制限して、全く例外となすへきものにして、彼の消廢品、例へば煙草の購求の如きは、最も之を嚴禁せんはわるへかふす、唯許すへきは菓物、牛乳、麵包、牛酪等の類のみ、然れども、工錢を以て書籍、又は書具を購求することは、之を許さるへかふす、分房に在りては、花若しくは、鳥の飼養は之を許すも可なり、

放免の時に要する衣服、並に必要な作業器具を購求せしむるも亦可なり、官より支給せられざる場合に於ては、歸郷旅費に充つるも亦可なり、李國既決監獄の規則に依れば、工錢は法律上差押ふることを得ず、李國千八百四十年十二月廿五日(即ち工錢の總額十五マルク(一千五百九十九日元)以上に出るときは、工錢の過額な部分は旅費に充てらるべとなれど、若し右の額に達せざるときは、國庫より工錢を支給す。而して又工錢を使用するに、最も効益あるものは、之を以て其の家族の貧困を救はしむるにあり、思ふに囚徒の德義心を喚起し、之をして悔悟遷善せしむるもの、此の家族の救助に若くものなし、如何に極悪なる罪人ど雖も、誰か其の妻子を愛せざるものあらんや、然るに、己の所爲よりして、妻子をして飢渴に陥らしむるを知らば、假令身は堅き麵包を食むも、其の資を節して、妻子には可成多くの金錢を仕送らんとの念は、全力を盡して作業に勉勵して、己が罪科の幾分をも償はんと欲するの良心を堅むるを得、隨ひて放免後品行を改悛し、家族を安康なうしめんとの精神を養成するに至るや、必せり李國の既決監獄に於ては、一千八百八十八年度に工錢を食料に送りたる額は二十三萬六千八百三十八マルク(一千五百九十九日元)、又佛國に於ては、一千八百八十二年度に工錢を食料に費消せる額は一萬七千六百四十三マルク(一千五百九十九日元)、家族に送りたる額は一萬七千六百四十三マルク(一千五百九十九日元)なり。

囚徒を放免するに當たり、其の所有に係る工錢の殘額は囚徒が眞に方正なる生計に就くの資に充つることを確むるにあらざれば、決して之を下け渡すへかふす、若し夫れ然ふして、放免の際、直に之を下付するときは、

(一)

其の盡くるに及びて再び罪を犯すに至り、恰も再犯の用に供するに及んで然るを以てなり、或る放免囚一夜に百「マルク」(ス)に費消し、次の日再び罪を犯し、其の愚鈍の如きは、斯の例乏しくらず、益し惡徳間には、來たりたるもの免せられんとする間くや。監獄の門前にて之を迎へ、伴ひて直に最近の飲食店に投し、折角貯蓄せし工錢を一回に費消し盡くさしめ、其の夜直に墨事に誘引するか珍らしくらす、否らばは、無益の物品、例へば衣服、時計、指環等を購求して、一時得たるもの、數日を出でてして、之を質屋に典す。是の故に、何れの監獄規則に於ても、囚徒放免のときは、其の工錢の一部、即ち旅費並に放免後一日分の食料を下渡すのみにして、其の餘は、皆本貫の町村役場、警察官署、若しくは保護會社に回送し、是等の官署及會社をして、放免囚の将来方正なる生計の爲め、最も有要なりと認むる場合に限り、之を下付せしむるこゝせり、然れども惜しいかな、此の規則は、實際完全に履行せられずして、官署又は協會は寧ろ此の煩はしき役務を成るべく速に免れんとするよりして、往々其の利害得失を窮めずして、速に下付するに至れり、其の責や蓋し保護者にありと雖も、又工錢を以て、囚徒の所有物と見做し決して取戻すことを得ざるものと誤解せるより致す所なり、故に放免囚にして、其の工錢の下付前、再び罪を犯すときは之を沒収して、國庫に收め、又は囚徒の救助金に充つる制を取らざるへからざるなり。(未完)

問 答

問 集治監、假留監官制には、「假留監は集治監に附設す」とありて、其の集治監所在地外に、假留監なきがある所以のものは、唯、事務上の便宜より出でたる措置なるへし。

如し、然うば兵庫假留監は、此の際廢滅に歸するか、貴問の如く、本官制に依りて、兵庫假留監は當然廢滅に歸したものなり、而して其の押送區畫の如きは、過般内務省訓令第二十號に依りて、之を三假留監に分配したり、是れ單に經費節減の結果に出でたるものなるへし

問 従來判任官俸給定額内に於て、雇員を使用することを得しが、此の度の官制には、之を削除せり、然ふば雇員を置くことを得ざるか、

答 全く雇員を置くことを得ざるには非ざるべし、或は實際必要の場合に際して、雜給の内より支出する所の雇員は、之を置くを得べく、又地方稅支辨のものは、從來の如く之を使用するを得べし、

問 教誨師の名目、新官制にはなし、右は全く監獄に教誨師を置かれざる旨意なるか、

答 既に監獄則に教誨師の名目あり、且つ又分掌例中にも、教誨師の職務を規定もあれば、監獄に教誨師を置かれざるにあらず、殊に監獄の主義より云ふも、教誨は監獄最重の要務なれば、之を設置せざるは、恰も人形造りて魂入れずとの鄙諺に同じ、唯官制に於て、之を削りたるは、身分上に於て、判任待遇となされたるを廢したる迄のことなるべし

問 若し本官制に依りて、教誨師の身分を判任待遇となされたるを廢したる迄とすれば、將來此の重要ななる

其の盡くるに及びて再び罪を犯すに至り、恰も再犯の用に供するに及んで然るを以てなり、或る放免囚一夜に百「マルク」(ス)に費消し、次の日再び罪を犯し、其の愚鈍の如きは、斯の例乏しくらず、益し惡徳間には、來たりたるもの免せられんとする間くや。監獄の門前にて之を迎へ、伴ひて直に最近の飲食店に投し、折角貯蓄せし工錢を一回に費消し盡くさしめ、其の夜直に墨事に誘引するか珍らしくらす、否らばは、無益の物品、例へば衣服、時計、指環等を購求して、一時得たるもの、數日を出でてして、之を質屋に典す。是の故に、何れの監獄規則に於ても、囚徒放免のときは、其の工錢の一部、即ち旅費並に放免後一日分の食料を下渡すのみにして、其の餘は、皆本貫の町村役場、警察官署、若しくは保護會社に回送し、是等の官署及會社をして、放免囚の将来方正なる生計の爲め、最も有要なりと認むる場合に限り、之を下付せしむるこゝせり、然れども惜しいかな、此の規則は、實際完全に履行せられずして、官署又は協會は寧ろ此の煩はしき役務を成るべく速に免れんとするよりして、往々其の利害得失を窮めずして、速に下付するに至れり、其の責や蓋し保護者にありと雖も、又工錢を以て、囚徒の所有物と見做し決して取戻すことを得ざるものと誤解せるより致す所なり、故に放免囚にして、其の工錢の下付前、再び罪を犯すときは之を沒収して、國庫に收め、又は囚徒の救助金に充つる制を取らざるへからざるなり。(未完)

○新官制問答

本欄の問及答は、固より私書に係るものなれば、其の當否を保すること能はざるは勿論、尙ほ不充分のこと多ひるべきに以て、本欄の答に付き、訂正の意見を有せざる諸君は、提携の効を惜しまれさらんことを希望す

編 者 白

問 内務省官制改正せられ、我か監獄の事務を掌理する警保局に在りては、大体著しき變更を見ゆして、唯、圖書、出版、版權登録及戸口、民籍に關する事項の増加したるのみ、而して尙ほ該分課規程に依れば、監獄課は、從來監獄に關する事項、及び假出獄、監視、假免に關する事項を取扱ひ來たりしが、此の度監視、假免に關する事項を割きて、之を警務課の分掌となしたり、右は如何なる理由に基きたるにか、

別に深き理由もあらざるべしと思はる、監視、假免の如きは、性質上警察の事務に屬すべきもしくして、一旦被監視者の監獄に在りたる故を以て、幾分か監獄に緣故あるもの、如くなれども、既に監獄を出でて、其の附加刑たる監視を執行するものは、警察官なるを以て、之を假免するの任務も、亦警務課に屬するを至當とす、從來之を警務課より移して、監獄課に置きたる所以のものは、唯、事務上の便宜より出でたる措置なるへし、

問 集治監、假留監官制には、「假留監は集治監に附設す」とありて、其の集治監所在地外に、假留監なきがある所以のものは、唯、事務上の便宜より出でたる措置なるへし。

問 監獄支署長は、書記を以て充つとありて、如何なる場合と問はず、書記ならざれば不可なるか、或は臨時の便宜に依り、看守長を以て之に充つることを得べなれば、從來設置あるものと否とを問はず、悉皆認可を経べきものと思はる、其の結果、囚員の僅少なる支署も、尙ほ此の際認可を要するか、

答 新官制には、知事は内務大臣の認可を経て、監獄支署を設置する規定を掲げたり、右は從來設置しある所は、成るべく廢止して、經費を節するの精神なるべき少なるを以て、其の他之に代ふべきの書記なく、勢い看守長を以て、其の任に當たらしむる場合なしとせず、此の際に於ては、一時の便宜に依り、看守長を以て、

當たるしむべし、假令一時已むを得ざることありて看守長代はりて、其の實務を探ることありとするも、表面上書記を以て、之れに充つること、なさる可からず、

問

新官制に依れば、集治監廳府縣にては、六圓迄の判任官を設け得るゝものゝ如し、さすれば、七圓八圓の看守長を設けても、差支なきか、

答

單に法文の理論上より云へば、七圓、八圓の看守長をも設け得るべし、然れども、實際八圓以上の看

守

に而して、其の上長たるべきもの、七圓、八圓なりとせば、職務を保つ上に於て、權衡如何かと思はる、彼

の支署等にありて、署員の極めて僅少に、看守七八名を置くの所に在りては、實際の便宜を斟酌して、之を設くるは、其の法の精神なるべし、

問

監獄事業の進歩するに隨ひて、保護會社、感化院、貧民救助院等の如きもの續々輩出すへし、かかる類は、無論警保局の所轄に歸せざるへからず、然るに、新官制縣治局の部第六項に、賑恤及救濟に關す云々とあるを以て見れば、保護會社等の事業も、全く同局の管轄する所たるが如し、これ或はその宜しさを失へるものにはあらざるか、されば、警保局の部にある戸口及民籍に關する事項と、前條の事項とを彼此移して、其の所轄を直接なじめること善けれと思ふ、如何の

ながら、夜間物を見る事とは、猫に若かず、鼻は鳴ぐと雖も、手の代用をなすこと象に及ばず、口は能く噛むと雖も、狼の如くに、馬を喰ひ殺すことを能はず、耳はよく聞けとも、兎の如くに、長きこと能はず、手は能く物を握れども、猿壁の自由なるに如かず、足は能く走れども、虎の如くに、千里を走ること能はず、是等動物の長所を集めて、一個の英物を造らんには、誰か此の勢に當たるべき、佛智の廣大なる、今更恐れ入りたりと、是より其の製造に取掛りけるに、動物は何も外國産の逸物を選用しければ、奇しき英物こそ出來にけれ、先づその見たる所を申さば、眼は猫に倣ひて、半月形の瞳鋭く、鼻は象の事とて、鼻端股倉の下迄垂れ、口は狼の耳迄裂け、兎の耳は高く天を衝き、猿壁虎足の怪物にて、その昔源三位頼政か、射て取りたる鷹もかくやと、一見して興驚し、再見して抱腹せざる者なし、宜なるかな、此の怪物立たすれば終日立ち、寝すれば終宵寝ね、目は直視したるのみ、鼻は垂れたるのみにて、更に活動運用の妙なし、龜八甚た失望し、嗚呼情ないかな、腹立たしいかな、多くの財産、多くの時間を費やして、外國産を取寄せし許しても、なかなか容易なる事にはあらず、まして製造の難み云うてくれんど、又断食を初める、即夜不動枕上に立ちて曰はく、汝我を恨むなれ、汝諸動物の長所を集

ものにか、

答 問はる所、如何にも一理あるか如し、然れども、

賑恤救濟といふとも、保護會社、感化院等のみには限らず、水旱震災等のこともあるべし、また戸口民籍の事は、警察の取締上より、その所轄を警保局に属したるかも知るべからず、故に官制の定められたる所に従ひて、更に差支なきことと信す、

調 議

議

◎改良陶汰

其の昔、世の中麻の如くに亂れし時、安本龜八となん云ふ人形師ありけり、天晴、英雄を造りて、天下を謀定しげばやとて、三七日の断食して、不動明王に祈願を詔めたるに、瀟灑の曉、明王示現を垂れ給ひて、宣はく、善哉善哉、汝英物を造らんと思は、宜しく諸動物の長所を集ひへしと、妙音朗かに教へ諭し給ふと見て、南柯の夢は覺めたり、覺めて后、熟考ふるに、誠に人は萬物の靈

めで、外形巧に模倣しと雖も、惜しいかな、内部の製造を忘れたり、夫れ内に不動の脇なくば、いかでか外部の運用を見ん、汝か如き白痴は、また世に之ありとも見えずと、ハツタと睨みて消え失せ給へり

○大に典獄諸君に望む

此の一編は要路者某氏の寄せられたるものなり、その論する所切實にして、典獄諸君の頂門の一針たり、之を寫して座右の銘させられなば、蓋、大過なきに庶幾らん。編者識す。典獄の職務の重大なるは、今更贅辨を要せずと雖も貴重の人の命を保確し、刑の執行を司らるものなれば、其の拘禁せられたるものに對しては、實に生命の係る所にして、典獄の技能如何に依りては、刑期を短縮するを得べく、拘置日數を減少するを得べく、健康を保全せしむるを得べし、即ち一身上に於ける有りどあらゆることを主宰するものにて、拘禁者の頼む所は、實に神佛も啻ならざるものなり、又普通の事務上に於ても、作業に、會計に、其の注意の如何に依りては、大に冗費を省きて、監獄の目的を達するを得べし、之れ實に典獄たるものには、萬能の智識、綏柔の思想を有し、事に望みては吞鯨の大量わふざるへからず、余輩は素より目下職に在るの典獄諸君は、以上の才能智量を具備せられたるを確信す、然れども物各々先後あり、彼れに重くして此れに輕きは人性の

免れる所なり、余輩門外漢の觀察、或は當と失する所を保し難しと雖も、近來調査に係る假出獄者の數、及告件數等に依りて、又其の一端を知るを得へりか。特赦假出獄は、監獄最大の要件にして、其の活用は、果して治獄の旨趣に適ひ、平衡に應用せらるべきか否か、出獄者あるは、果して改悛の四人のみなるか、將た一人の停止を爲したるものあらざるか。

刑事被告人拘置日數を減縮するの注意は如何、本年一月より六月まで、僅々六ヶ月間に於ける上告者の數は、實に六百七十七件にして、其の内上告論旨の採用なからしものは、僅に百六十七件、取消を爲したるもの十七件、残る四百九十三件は、徒に上告權を弄したるものなるべし、其の上告件數の多さは上告理由の完備したるに非ず、主として彼等の奸策即ち一日も拘置監に止まりて、刑の執行を遅れ、苦痛を避けるとする策と、又上告の結果押送等の際に當たり、逃走を企圖する等の惡望あるに依るるへし、之れか爲め濫に上告を爲すもの多きどきは、行刑の本趣に悖るのみならず、拘禁日數の長さより費やす所の監獄費も亦決して少くにはあらざるべし、果してかくの如き上告者ありとせば、典獄の位地にあるものは、須く其の奸策を誇發し、利害得失の存する所を熟知し、彼我の弊害を防止するに勉めざるへからず、然りど

下水の排除、廐匂の掃除に到るまで、敢て間然する所なきか、作業は能く囚徒役業たるの性質に適當するものののみなるか、受負工業の爲め、囚徒檢束に影響を來たさるか、受負者原品供給の不充分よりして、袖手傍観休役するの四人あらざるなきか、作業の収入は、少なくも食費を償ふに達するの前望あるか、監獄經給は克く整頓しあるか、諸物品特に被服雜具の出納、及廢物利用の方法正確なるか、其他監獄終局唯一の目的たる感化歸善の途に就かしむるの策、教誨教育の模様如何、又近來特に短期囚人の増加せし起因如何等に就きては、尤も慎密の考按を煩はざるべからず、

實に典獄の事務や多し、豈一小局部にのみ意を用ひて、他を顧みざる人なからん、然るに、往々余輩の耳にする所によれば、殿様典獄、曰はく看守長典獄、曰はく會計典獄等の俚語あるを如何にせん、抑も何に依りて斯る名稱を得たるか、余輩は確然判知すること能はずと雖も、

(經濟の思想をして今一層綿密ならしめよ)

典獄たるに適應なる要件として、固より相當の學識なる可からず、經驗なからべからず、又事に當たりて、熱心なうざる可からず、而して尙、異常の忍耐力なから可からず、是等のものを具備せんことを求むるは、實に難し、然れども少なくも、尙茲に一の缺く可からざる必要の能力なから可からず、乃ち經濟思想是れなりとす、多囚を監禁する處に在りては、小は灑掃廐匂より、大は饌膳被服に至る迄、悉く告監獄に於て之を爲さる可からざるを以て、この間一点の注意を施すと否とに由りて、經費上大なる徑庭を見るべきなり、殊に從來の慣習として、或は我邦人は、此の思想に缺くる所なきか、小野田警保局長は、其の一例として、泰西監獄問答録に於て、予輩に教へて曰はく、氏の監獄に關係したる時は、流し米を集溜したりと、典獄たる者、造次顛沛の際も、須く這星を見るよりも稀なりと、嗚呼終に併行し能はざるか、

○監獄巡回者の言

(書類整理と戒護とは共に十全ならしむべし)

監獄を巡回したる某氏の言に、書類を整理して、秩然毫邌れざる處は、戒護に疎なり、之に反して、戒護を肅然施行する處は、書類錯綜、復、手を着くことだに能はず、書類整理と、戒護事務との共に完全なる處は、寥々

らざるなきを得ん、

○看守の増給

(此の際一層の奮勵を要す)

切に戒む、一時の勢に乘じて矜る勿かれ、沈重體勉以て事に從へ、是れ獨り看守諸君の品位を高うするのみならず、又監獄の位置を高むるものと謂ふべきなり、

○社會に於ける監獄官吏の職務

(社會を誘惑するの氣量なかる可からず)

監獄官吏の職務たる、實に至難なり、一面監獄内部の完成を圖ると同時に、一面社會に向かひて、監獄の思想を鼓吹せざる可からず、社會に在りては、監獄と云ふ觀念、尙ほ極めて幼稚なれば、之を教導するの任務、亦監獄官吏を除きて、何人か其の任に當たるものあらん、此の名譽なる國家事業をして、大に其の注意を喚起し、幾多の改善を施すふと得しめは、又一快事と謂ふべきなり、

○治獄家の要訣

(味ひ得て其の妙味津々たり)

嚴ならしめよ、酷に失せしむる勿かれ、寬ならしめよ、柔に流れしむる勿かれとは、是れ治獄家の要訣なり、兩者共に一見反対の意味あるが如しと雖も、其の實相一致したるものにして、能く此の意を領得したるものこそ、始めて獄事の何なるを解すべきなれ、

○大日本監獄協會常集會

大日本監獄協會常集會は、豫期の如く、去る十一月六日

午後四時より、東京市上野公園内湖心亭に於いて開けり、當日席上の出題は、(一)看守は監獄書記の指揮を受くべきものか(出題者崎玉縣岡部伊三郎君)(二)教育の程度を一定すること如何(出題者東京中村襄君)にして、此の餘に二問題ありしかども、次會に譲れり、此の日は、幸にも特別會員小野田元熙君の來臨を辱うしたるを以て、頗る有益なる談話ありき、此の談話も、前二問頼議事の本號には、先同君の席上演説、及び談話の速記より登載すべし、當日來會せられたる諸君は、左の如し、

石澤謹吾(庶務局長)

伊藤安四郎(茨城縣下妻)

原口淺太郎(監獄支署)

泊嘉十郎(監獄署)

小野忠直(監獄署)

加地鉢太郎(持會員)

武田英一(委員)

坪井直彦(監獄署)

中島錄太郎(監獄署)

植松繁吉(監獄署)

矢部照貞(監獄署)

山上義雄(監獄課)

秋山平八郎(監獄署)

河村稻穂(監獄署)

高山西男(監獄署)

中村新二郎(東京集)

草薙次郎(監獄署)

築井

小泉保直(速記主任)

芦立安之(治監集)

轍速記

喬(内務省監獄課) 酒井虎猛(警視廳監獄課)
尙(庶務委員) 霧生里次郎(茨城縣土浦)
木村良承(監獄支署) 三宅猪馬介(警視廳監獄課)
關修(茨城縣下妻) 鈴木與藏(監獄署)

○監獄協會第四回常集會速記

纂

今日は編輯上の都合により、特別會員小野田元熙君の演説、及各會員との間答、會員各自の雜談などを掲載するこ

とござり、幸に此の旨を諒せられなし、

○會員一同異議なしと呼ぶ、

○佐野尚君夫れでは私に會長を致せと云ふ御輿論など申すことで、已むを得ず會長の席に就きますが、甚だ不

行居でござりますから、其の御積りで願ひます、是れよ

り當集會の談話會を開きます、

○佐野尚君諸君に一言申し上げますが、諸君の御發議

になりますときには、御姓名を一々御呼び下さるやう致し

たく御座ります、さもなくば、速記者が御名前を記すの

に困難いたしました、

○特別會員小野田元熙君の演説大意

本編は小野田元熙君の資格を離れ、本會の特別會員として演説せられたるものなり、今その大意を左に掲ぐ

茲に出席せられし諸君は、監獄の事に關しては、最も熱心にして、且本會の爲めに盡力せらるゝは、余の認むる

所なり、余は大日本監獄協會特別會員たるの資格を以て、聊か平素の懷抱せる所の鄙見を陳述し、併せて諸君に希望する所あり、抑も監獄の事たる、社會の事物に對して、考察する時は、部分の狹隘なるものに屬し、從ひて他の事業より、比較的に歩武を進めるは、勢の免れざる所なりと雖も、若、此の儘にして看過せんか、之れ決して策の得たるものにあらず、况や監獄の制度如何を以て、其の國の良否を判するまでの語を爲すものあるに於てを張に銳意せざるへからず、而して余は切に望む、苟も身司獄官吏の職に在るものは、奮ひて本會會員とならんことを、否獨り司獄官吏のみならず、在朝在野の有志者とも、加入せしめて、出來得る丈本會を擴張して、監獄の進歩を圖らんことを期せざるべからず、

會員は、本會の元素にして、恰も一家に於ける基礎の如く、其の多寡冷熱如何は、直接本會に影響を與へたるるたるは、余の弊々を俟たず、彼の大日本教育會が、全國多數の教員を以て、赤十字社が、陸軍部内の人を以て、監獄の進歩と企圖せられんこと、最も希望の至りに堪へる所なり、

國に罪人あるは、恰も國に病を得たるが如し、此の國病や近來日を逐ひて増殖し、其の數延いて八万の多さに至り、而して一人の爲めに要する費途、一日貳拾錢なりとせ

は、一日總額壹万六千圓、年額五百八拾四萬圓にして、陸軍常備兵を養ひ得るの高額に達せり、豈驚くべき至りならずや、嗚呼五百八拾四萬圓は國病者即ち罪人の爲めに支辨せふるゝかと思へば、實に悽然たらざるを得ざるなり、此の驚くべく悔るへからざる國病を治療するものは果して何人の責任なる、これ他なし司獄官吏其の人なるへし、論して此に至らば、司獄官吏たるもの、責は、重且大なりと云ふへし、身其の職に在る者、豈に銘心せざるへけんや、

國病の恐るへきこと真に斯くの如し、而して之を治療するは司獄官吏にあること、余の已に陳述する所なり、然らば之を未然に防ぐの方法果して如何、各地方に感化院を設立して、國病の卵難たる悪少年を訓戒誘導感化遷善せしむること之の一なり、放免囚保護會社を設立し、放免後のものをして、各々其の職に安んせしめ、自營の方法を授くること、之れ其の二なり、此の二つの者両々相對し、提携するにあらされば、到底満足なる効果を得る能はざるべしと信す、

されば以上の諸件に付きては、余は本會の評議員として職掌上差支なき限は、本會の雜誌によりて意見を開陳せん覺悟なれば、願はくは諸君も奮進銳意して、之に衝に

務大臣に報告すると云ふことに止まつて居る、然るに各府縣の監獄署に向つて、内訓でありましたか、此の後分課を設くる時は、之を標準として設くると云ふや、内務大臣からの訓令があつた、夫れを以て各府縣は之を標準として、區々でなく、盡一にすると云ふ御精神だらうと思ふ、然るに、今度の官制が出ました爲めに、監獄署に向つて訓令された特別法は、消滅したものか否かと云ふ疑であります、夫れで私の考へますには、あの特別法と云ふものは、監獄署に訓令されたものであるか否して消滅するものであると云ふ考である、然らば今度の官制に依つて、知事が必要と認めた時には、分課を定めて之を報告することであると考へますが、目下是れは必要のことを考へますから、諸君の御意見を承りたいと思ひます、○小野田元熙君 夫れはまだ分りませぬが、地方官制發布に付いては、十二月一日から實施になるから、夫れまでには分かりませう、又前の標準も、分課を置く時は、必ず斯うせよと云ふ命令ではない、只其の標準を示されたのである、併し同じ監獄でも、集治監の分課の組織と、地方の分課組織と違ふと云ふか如き、區々になるはよくないことを思ひます、兎に角分課の事は十二月の実施までは決るでござりませう、

○原口淺太郎君 私は外でもありませぬが、刑事被告人は、舊監獄則に依つて見ると、制裁法があつたやうに思ひますが、御改正になつたのでは、制裁法がなくなつた

當たり、國病者の撲滅に從事し、本會が希圖しつゝある目的を達せしめられんことを

○會長石澤謹吾君の答辭

唯今小野田警保局長が、特別會員の御資格を以て御話になりましたことは、誠に此の協會に取りましては、此の上を以て、益々當協會の盛大に赴きますことを希望致しません、否、必ず盛大に赴くことを信じます、一言御挨拶を申上げ、協會の總代となりまして御禮を申上げます、○小野田元熙君 今度の新官制には、教誨師のことが、何にも書いてありますねが、決して教誨師を廢されたのではない、是れは教誨師を官制の中に入れて、官吏のやうにするは、僧侶の天爵に對して、甚だ宣しくない、併し此の縣には真宗か宣しいと思へば真宗、淨土が宣しいと思へば淨土、夫れ相等なる僧侶を儲うて、教誨をすることは必要なることで、夫れに向かつて相當なる報酬を與ふるとも、或は無報酬でするとも、夫れは適宜であります、官制に廢したと云ふと、一寸可笑しいやうであるが決してさうでない、官制にして削られたるは、判任待遇と云ふことを止められたる迄の事であります、一寸か話して置きます、

○草刈次郎君 私は今度の官制に付いて、少々疑があります。即ち監獄署に於さまして、分課を定めるふとあります、今度は知事が必要に應じて、分課を定めて、内

のであります、實際刑事被告人が獄則を犯しても、制裁法は設けられぬものでありますか、

○小野田元熙君 設けられぬことはないが、今日にては、法律にて規定を要することとは思はる、此の義に就ては、已に典獄會議の時にも、異口同音に設けることは述べられました、刑事被告人の罰には、減食、謹責、屏禁の三つを設けたいと思ふけれども、減食と云ふことは穩かでないと思ひます、夫れから雜誌の事に付いて御話し致したい、地方に居つても聞いたことであります、監獄學會雜誌とか、感化院の雜誌とか云ふものかありて、斯う云ふ區域の狹い監獄の中で、三つも四つも雜誌があつては困まるから、皆合併して貰ひたいと云ふことを四五年前から聞きもし、又私もさう思つて居たのでござりますが、やうも色々深い事情があると見え到底行はれないので、不本意の事に思ひます。

○鈴木與造君 私は警視廳の看守長鈴木與造でござりますが、此の東京の監獄本署には、各地から控訴人が澤山参ります、其の控訴人は會計法に依つて、金錢は少しも持つて參らないのでござります、然るに控訴人が着くや否や、辯護人を早く選定して出して呉れと云ふことを、東京の控訴院が監獄署に向つて照會がござります、何故さう云ふことを云ふかと云ふと、公判開廷の時分に、何時も辯護人がない爲めに公判を延期しなければならぬ、夫れが爲めに頼る裁判上延滞して困まるから、入監した

なれば逃走に注意してくれいと云ふ照會が参る、さうして被告人に、其の金の廻つて来る時期は、早くても二十日以上掛かる、どうかする一ヶ月も掛かる、夫れまで一錢の貯へもないか、親族故舊に通信することも出来ず、又大切な辯護人に通知することも出来ない、夫れが爲めに頗る被告人は困難します、是等はどうか法を立てるに、多分の金は会計法通りにして廻はすと云ふことにして、些々たる通信料に充てる丈の金は、被告人の爲めに護送者か監獄の方に持つて来るやうに、致したいと云ふ考でござります。

○小野田元熙君 訓ばかり持つて来れば間に合ふのか、鈴木與造君 先、代言人に通知するとか、親族に通信するのでござりますから、五十錢もあれば澤山でござります。

○小野田元熙君 訓ばかり持つて来れば間に合ふのか、鈴木與造君 夫れか監獄協會の雑誌のあとに付いて御意見はござりませぬか、餘計のあとがあるとか、餘り長過ぎるとか云ふものはないでせうか、御意見があればお述を願ひます。

○石澤會長 夫れは私からも願ひたいのです、斯う云ふ様にして貰ひたいと云ふ御希望があれば、其の御希望を満たすのは固より役員の職務でありますから、私からも是非願ひたいのです。

○岡部伊三郎君 私杯が讀んで一番爲めになると思ふ

通 信

○看守獎勵の新法 三水也人

頃日九州の某監獄にては、看守獎勵の一新法を定められたり、聞くところによれば、看守部長等の如き者の撰命、就中看守増俸等の如きは、看守中往々物議ありて、或は長官の依佑なりなどと囂々する者ありて、自然大なる勤務を等閑に付する傾向なきにあらず、斯くて甚だ然るへかららざる事なりとて、其の長官は、大に之を苦慮せられ、茲に其の新法を設けられたり、それは増俸及び其の撰命には、總て試験を用ひ、其の合格したる者の中より、更に月數の経過を要す、例へば及第後何ヶ月を経されば増俸せずと云ふ類これなり、尤も成績抜群なる者は、此の月數に拘らず之を抜擢す、而して其の問題と、豫め公示して一般に知らしめ、其の結果をも同様揭示するとせよれしに、爾來各看守は大に奮發の念を生じ、且つ其の公平なるを喜び、更に不平者とてはなく、休憩中といふとも、漫に睡眠を貪る者なきに至れりと云ふ、また以て看守獎勵の摸範となすに足るべきか、また以

④集治監分課並處務規定對照

策 堂 居 士

今般集治監の分課並に處務の規程と更に左の如く定められたり其の新舊を對照して讀者の参考に供す

(舊)集治監事務分課廿三年八月發布
一文書の接受、發送、保存に關する事務
一四人の出入、名籍、刑期、願訴、特赦假出獄、免職閉門に關する事務
一四人の貨物、給與品、差入品に關する事務
一四人の賃爵に關する事務
一四人の作業課
一工作に關する事務
一器具、材料及製品の調査に關する事務
一核算、決算及金錢の出納に關する事務
一診察治療剤其の他監獄衛生に關する事務

(新)集治監事務分課廿六年十一月發布
第一課
一文書の接受、發送、保存に關する事務
一吏員の身分に關する事務
一四人の出入、名籍、刑期、願訴、特赦假出獄、免職閉門に關する事務
一四人の教誨及教育に關する事務
一四人の領置貨物、給與品、差入品に關する事務
一核算、決算及金錢の出納に關する事務
一統計に關する事務
一他の課所の主管に屬せざる事務
一四人の成績に關する事務
一統計に關する事務
一他の課所の主管に屬せざる事務
一四人の行狀に關する事務
一四人の賃爵に關する事務
一第三課
一四人の作業課
一工作に關する事務
一器具、材料及製品の調査に關する事務
一核算、決算及金錢の出納に關する事務
一診察治療剤其の他監獄衛生に關する事務
一一所管の地所、建物其他一切の需用品に關する事務
一醫務所
一物品の販賣に關する事務

は、人の質問でござります、われが一番價値があるやうでござります、あゝ云ふものに比して言ふと、……御差支があるか知りませぬが、言へと云ふことだから言ひますが、法學士が色々書きますのでござります、あれは餘り長らしいやうに考へます、諸君が數年來言つたやうなことを繰返さるゝやうで……質問の様なものに比しては厭うやうな心持がします、

○佐野尙君 是かうあゝ云ふことは、成る丈減じて書くど云ふ積りでござります、

○石澤會長 今のお話の様に、面白くないの、長く續けて書いて貰つては困ると云ふ様な事でも、何なりとも御注文下さるやうにしたいのです、

○岡部伊三郎君 夫れど局長が先刻お述べになつた、雑誌の二つも三つもあるのを、一つに纏めて云ふおどは出来ませぬか、

○小野田警保局長 地方で千枚も賣れない新聞を出して居る跡に、又新聞を發行するど云ふ様に、さうも日本では妙に競争心があつて困まる、成る丈は一つにして行かない、鞆固のものにはなれぬ、夫れで、本會は追々會員の頭数は勿論ですけれども、成る丈務めて監獄に關係のある様な人に這入つて貰ふ積で、役員の人が骨を居つてもふはねばならぬ、

(未完)

大日本監獄協会誌拾六號

通 信

教誨所(廿五年八月)
集治監處務規程
教誨所長は教誨師(末項)教誨所(廿五年八月)
集治監處務規程
教誨所長は教誨師(末項)

第一條(舊の通り)

第二條(舊の通り)

第三條(舊の通り)

第四條(舊の通り)

第五條(舊の通り)

第六條(舊の通り)

第七條(舊の通り)

第八條(舊の通り)

第九條(舊の通り)

第十條(舊の通り)

第十一條(舊の通り)

第十二條(舊の通り)

第十三條(舊の通り)

第十四條(舊の通り)

第十五條(舊の通り)

第十六條(舊の通り)

第十七條(舊の通り)

第十八條(舊の通り)

第十九條(舊の通り)

第二十條(舊の通り)

第二十一條(舊の通り)

第二十二條(舊の通り)

第二十三條(舊の通り)

第二十四條(舊の通り)

第二十五條(舊の通り)

第二十六條(舊の通り)

第二十七條(舊の通り)

第二十八條(舊の通り)

第二十九條(舊の通り)

第三十條(舊の通り)

第三十一條(舊の通り)

第三十二條(舊の通り)

第三十三條(舊の通り)

第三十四條(舊の通り)

第三十五條(舊の通り)

第三十六條(舊の通り)

第三十七條(舊の通り)

第一條(舊の通り)各課に課長を置く
第一課第三課長は書記、第二課長
は看守長、監獄監は監獄監を以て之に充つ
第二條(舊の通り)各課長は典獄の命を承けて
課務を處理す第三條(舊の通り)凡そ公文書は第一課長に於て接交し閉城記號の上之を典獄の
查閱に供すべし但至急を要するものは便宜速に典獄に提出すべし典獄親展の文書は封の儘典獄に差
出すべし第四條(舊の通り)典獄は前條の文書を查閱し
各課長下付して處分法を各課長に指示すべし第五條(舊の通り)各課事務の多端なるときは
典獄の指揮に依り本務外の事たり
とも補助服務すべし第六條(舊の通り)公文書類は公務の外典獄の
許可を得ずして他人に示し又は寫
帖を與ふることな得ず其の他各員
所管の公文は總て散亂せざる様嚴
重取締すべし第七條(舊の通り)典獄は事務の處分并文書の
調査等に延滞なからしむる爲め便
宜其の期日を定むべし第八條(舊の通り)典獄は文書記録の保存方法
并其の取締細則を規定すべし第九條(舊の通り)典獄は毎月一次若しくは臨
時に所管の物品を檢閲し又文書往
復の簿冊井記録の文庫を査閲し稽
査を擴明すべし右に依りて見るときは事務分課に於て舊の會計課及教誨
所を廢止し、其の事務を新的第一課と、第三課とに於て
分掌し、處務規程に於ては、第一條末項を削り第十條を
増加せられたり

○看守教習生卒業證書授與

高知縣に於ては去る十一月八日左の看守教習生に卒業證
書を授與せられ江口道信君には特に優等證を付與せられ
たり

江口道信君 佐竹辰馬君 弘田義亮君

竹村正昭君 山岡恵樹君 竹内重義君

(高知縣監獄署報す)

京都府に於ては去る十一月十六日左の看守教習生に卒業
證書を授與せられたり

小谷太郎一君 松園忠雄君 端龜太郎君

山崎敷吉君 藤田力藏君 米田庸之助君

有馬道藏君 村田善之助君 杉江正男君

伊藤耕雲君 (京都府監獄署報す)

北海道集治監網走分監に於ては去る十月二十四日左の看
守教習生に卒業證書を授與せられたり

濱崎雄左衛門君 細川家治君 菊盛満次郎君

竹内仲助君 松山爲樹君 松澤恒次君

勝山清君 筱原猪之助君 小倉軍治君

第十條 本規程及事務分課を施行す
る方法細目は典獄之を定め内務大
臣に報告すへし

玉造直一郎君

(北海道集治監網走分監報す)

○看守精勤證書授與

千葉縣に於ては去る十月二十七日左の看守五名に精勤證書を授與せられたり

布留川多十郎君 秋葉忠太郎君 高山義三郎君

菅谷源之助君 生田道之助君

(千葉縣監獄署報す)

○岐阜縣監獄署追吊會

岐阜縣監獄署に於ては去る十月二十九日總囚を教誨堂に集め去る二十四年十月二十八日大震災の爲め壓死せし囚人及累年病歿せし在監人追吊の爲め本派本願寺同地西別院より僧侶六名を聘し法會を營まれしに因情靜肅にして當時の惨況を追想し轉た悽然たるものゝ如く殊に横山順誓氏が適切なる教誨ありて感化上裨益する所少なからずりきと云ふ

又同署員有志者は同震災の際壓死せし故看守大橋竹三郎押丁間宮孫次郎氏の爲め其の墓前に於て追善法會を營

まれ中川典輔始め署員多數參拜せられたり因に云ふ兩氏の墳墓は墓に署員の義捐に依り各々石碑を建設し永く紀念に存せられたり (岐阜縣監獄署紀野羅益君報す)

○寄附金に就き松口岩手縣典獄の書

一金

拾圓

大日本監獄協會庶務局長石澤謹吾殿

返書

記

一金 拾 圓

右來る廿七年佛國に於て開設の萬國監獄會へ列席の爲め本會員派遣可致目論見有之旨御承知貴縣監獄員御一同爲國家率先御賛成被下右費途の内へ前書の金員御寄贈相成正に落手致候斯道の爲めに御厚志の程不堪拜謝候早速他役員へも通知雜誌へも掲載可仕候へ共先以て本會に代り領收の證并に謝意申上度貴報如斯に御座候也

明治廿六年十一月

大日本監獄協會

岩手縣典獄松口重久殿

庶務局長 石澤謹吾

青森縣監獄署は青森町を距ると殆ど二里數十丁にして日常の不便妙なからさりしに本年度に於て之が直徑(一里十)

に新道路を開鑿することなり本月初浣より着手し目下百餘人の工夫南北二派に分かれ盛に工事中なり來たる十一

全第十四條に基つき、監獄近傍の地を限りて居住せしめ、
獄司の監督を受けしむるものなり。
然るに刑は流刑なり、幽閉は之を執行する方法手段なり、
幽閉を免するは、之れ刑を免するにあらずして、其の執行
に係る方法手段を免するものなれば、免幽閉者も、素
より行刑の一部たるは當然なり、然れ共已に其の幽閉を
免せしむる可き條件を具備して、監獄近傍の地を限り、
居住せしむるものなれば、假令本人は逃走するも、行政
の處分として、監獄則第四十九條により、七日已内之を
拘置する外、司法處分として、刑法第一百四十二條に因り
ては、處罰す可きものにあらずと斷言す、乃ち刑法第一百
四十二條は、未だ監獄内に於て、行刑中のものに係る逃
走者を罰すべき正條にして、免幽閉者の如きは、全條已
外のものたる可し、且つ案者は、免幽閉者の限定地已外
に出てたる場合を目して逃走と見做すよりも、寧ろ無届
他出と訓するの隱當なるを知る、記して以て之に答ふ、
○免幽閉者の逃走に付き大阪草尾
爲槌君に質し併せて大方諸彦の
高教を請ふ
北　海　士

爲植君に質し併せて大方諸彦の
高教を請ふ

君は、甲乙の両説を掲げ來たりて、其の乙説を探り、即ち無断居住地を離れて、形迹を湮滅したるものは、典獄の許可を經ずして限外地に出てたるものと認め、監獄則第四十九條の免幽閉を得たる流刑の者、監署の命令に違背したるときは、七日以内之を拘置することを得、云々を以てあるに従ひ、制裁を加ふるの外、刑法上の制裁を與ふべきものにあらずと断定せられたり、抑も本問題の主旨たる、刑法第二十一條、及刑法附則第十四條に依り、限住居地を許されたる免幽閉者にして、刑期限内私に居住限地を脱出し、其の形跡を湮滅したるときは、其の逃走の事實顯然たるにも係はらず、告發逮捕の手續を爲すには、他に法文の賴るへきものなきが故に、唯、刑法第一百四十二條に、囚徒逃走罪を規定しあるを以て、直に之を囚徒の逃走と一般、該法文に依りて、之か處分を爲すの妥當なりや否やにあり、固より單に營業上の都合に依り、若しくは他の必要に迫られ、出願許可を得るの遙なくして、一時限り居住外に他出したるか如きものを云ふにあらずとす、斯の如きは眞に偶然の行為にして、爾後其の手續を爲し、許可を得るも、亦十分の餘地を存するものなり、こは該監督官即ち典獄の職權内に於て、宜しく取捨し得べきものなむん、何ぞ狼狽して、直ちに之を刑法の明文に問擬する要せん、蓋し免幽閉者は、法律に於て處分せられたる流刑囚にして、信に其の地を限り、幽閉を免したるに過ぎざるを以

○北海士に答ふ 編者白す
○我邦獄事家の名譽を表彰せんかために、左の十名
無記名投票せられんことを希望を、乃ちその種目は
如し、但しその手續はすべて本會に依頼する事
を練家 實務家 勵勉家 热心家 學術家
研究家 衛生家 經済家 建築家 教誨家
如く申越されたるに付いては左の手續によりて、續
旨に寄送せられたし、乃ち
一月發児の雑誌に掲載するを以て、十二月三十一
迄に送附せらるる事、無記名投票たることは勿論なれども、必ず府縣名
記載せらるるを要す、

○監獄支署設置の認可
兵庫縣に於ては勅令第六百六十二號第三十六條に依り同縣
姫路、龍野、豊岡、但馬、洲本の五ヶ所に監獄支署設置
の件内務大臣の認可を得られたり(兵庫縣監獄署報す)

寄書

○ 獄事關係の名家十名を投票する
の議 南海小二

かために、左の

余に我が考観事家の名前を表章せんかたれば、左の十名家を無記名投票せられんことを希望ぞ、乃ちその種目は左の如し、但しその手續はすべて本會に依頼する事

々本會に寄送せられたし、乃ち

日迄に送附せらるる事、
一 無記名投票たることは勿論なれども、必ず府縣名
は記載せらるるを要す、

北海道集治監
工藤
襄

卷之二

卷之三

○北海土の答ふ

人より北海道を駆け、大日本監獄協會雑誌第六十二號に投書せらる、その疑問に曰はく「幽閉を免せられたる流刑の四人にして、刑法附則第十四條に依り、地を限りて居住せしめたる者、若し逃走したる時は、刑法第百四十二條に依りて論す可きものなりや」と
吾曹は法學者にあらず、刑理學者にあらざれば、素より北海士君の疑問に解答するの明に乏しつゝ雖も、吾曹の思考を以てせば、士か懷かるゝ如き疑團は、何れの点よりして、之を氷解可からざるに至りしか、
人誰れか自由の空氣を呼吸し、自由の動作を爲し、己か意の儘に爲す事を欲せず、不自由の淵に淪むを甘するものあらん、その自由を欲し、痛苦を忌避せんとするは、吾人の性なり、真理なり、權利なり、
之を要するに、囚徒の逃走は、獄舎器具又は暴行脅迫をして逃走せしにあらずして、單に看護者の隙を窺ひて、逃走したるものなれば、その犯人に刑を科して罰すること能はすとの刑理を主張するも、職として、此の理由に基因するなり、
果して然ぶんか、現に其の爲す所、其行ふ所は衣食住共に緊厳に自由を制限せられ、其の刑を執行せられつゝあるものにてすら、單純なる逃走は、之を罰せずとの刑理を發見する、進歩的時代の今日なり、

又乙論者は曰はく、免幽閉者の許可なくして、限外地に
出づる者あるときは、一步を出づるものあり、或は十步
數十歩を出づるものあり、是等は一も二もなく、直に之
を認めて逃走と爲すかと、論者の難する所は、固より典獄
即ち監督官の決して爲さる所なりとす、抑も事に輕
重緩急あるは、自然の道理にして、監督官權内に於て、
事の輕重緩急を計り、其の形跡の如何に依りて、之れが
取捨選擇を爲すは、敢て難きにあらざるへし、加之限地
居住は、獨り典獄權内の處分にあらずとして、明かに法律
の命する所なりとす、今之を目して限地居住は、單に監
署の命令なりとするは、事頗る失當なるにあらずや、論
者も亦乞ふ再思せられよ

○上官に對する敬意服従とは何ぞ

日向 默笑散十

愈々嚴密なる時は、勅務改良上、好結果を得べきは言を須たず、蓋し服従規律の全く能く行はるゝは、下官たるものゝ常に充分なる尊敬と柔順なる心を持するに然らざるにあり、然れ共是に尊敬と云ひ、服従と云ふは、職務の内外、公私との區別を論せず、只だ命是れ從ふのみに非らざるを記憶せざる可からず、動もすれば、尊敬服従の所爲を誤り、其の如何なる場合を問はず、常に上官を尊大ならしめ面譏呈媚以て其の甘心を買ひ、風を習ひて、其の嗜好に投し、上官の私愛を得れば、是れを以て、自己が尊敬服従の規律を守りたるものと思惟し、同僚に接するに、慢言傲語を以てするものあり、是亦誤謬も甚しく云ふべし、斯の如き所爲を以て、正當と爲さんか、其の官衙の一部は、卑劣風を爲し、怯懦俗を爲し、互に上官の私愛を得ん事を競ひ、其の公衙に在りては、意の如く媚を呈する事能はざるを以て、終には上官の私門に入し、其の屢々なるに及べば、談同僚の行爲上に及ぶは免れ難き所にして、殊に上官たる者は、其の部下の品行上、交際上に就きて常に是れを承知するの要ある者なれば、容易に信を錯かざるも、亦好みて是れ等の説を聞かんど欲する者なり、平素職に怠慢にして、正道を守らざる者は、上官の私愛を得ん事にのみ汲々として、屢々其の私門に出入して、面譏詔言、同僚の非を擧げ、通々上官の意を得て、圓碁席を對し、茶話一笑の間機に投し、變に應して、自己の立身を要求し、萬一を僥倖せんとする

愈々嚴密なる時は、勅務改良上、好結果を得べきは言を須たず、蓋し服従規律の全く能く行はるゝは、下官たるものゝ常に充分なる尊敬と柔順なる心を持するに然らざるにあり、然れ共是に尊敬と云ひ、服従と云ふは、職務の内外、公私との區別を論せず、只だ命是れ從ふのみに非らざるを記憶せざる可からず、動もすれば、尊敬服従の所爲を誤り、其の如何なる場合を問はず、常に上官を尊大ならしめ面譏呈媚以て其の甘心を買ひ、風を習ひて、其の嗜好に投し、上官の私愛を得れば、是れを以て、自己が尊敬服従の規律を守りたるものと思惟し、同僚に接するに、慢言傲語を以てするものあり、是亦誤謬も甚しく云ふべし、斯の如き所爲を以て、正當と爲さんか、其の官衙の一部は、卑劣風を爲し、怯懦俗を爲し、互に上官の私愛を得ん事を競ひ、其の公衙に在りては、意の如く媚を呈する事能はざるを以て、終には上官の私門に入し、其の屢々なるに及べば、談同僚の行爲上に及ぶは免れ難き所にして、殊に上官たる者は、其の部下の品行上、交際上に就きて常に是れを承知するの要ある者なれば、容易に信を錯かざるも、亦好みて是れ等の説を聞かんど欲する者なり、平素職に怠慢にして、正道を守らざる者は、上官の私愛を得ん事にのみ汲々として、屢々其の私門に出入して、面譏詔言、同僚の非を擧げ、通々上官の意を得て、圓碁席を對し、茶話一笑の間機に投し、變に應して、自己の立身を要求し、萬一を僥倖せんとする

故に流刑囚にして、仮令幽閉を免せらるゝと雖も、其の限地居往を出づるに於ては、其の近傍の町村に必要とする所の時と雖も、固より典獄即ち監督官の許可を受けざるへからずとす、今や典獄の許可なく、必要的認むゝをなく、擅に限地を脱出し、或は他所に居住を定むるか、若しくは悪所に徘徊すると、偶然の所爲にあらずして、故意に其の处分を免れんとし、其の形跡を湮滅する者のが如きは、即ち是れ囚徒の逃走と一般にして、僅に其の特徴を含て脱出するど、其の限地を脱出するとの差あるのみ、また何の撰ふ所あらん、而して典獄即ち監督官の職務として、其の監督すべき刑期中の流刑囚を、其の所在の不明なるを名として、空しく袖手傍観に付すべしものにあらざるは、固より事理の然るべき所にして、監督の責務を履行せざるへからざるは勿論の事なほん、若し夫れアレ論者の如く、單に監獄則第四十九條の命令違犯者として處分し、他に制裁の加ふへきなしとせば、彼逃走して其の形跡を湮滅し、所在不明の者の如きは、如何なる方法で手段を以て之を捜査し、之を逮捕し得へきか、將又如斯のものは、潭て放任するの意なるか、是れ予か乙論者に對して、聊か疑義を抱く所にして、斯くの如き甚しき者となりとせば、乙論者は必ず其の流刑を免せられたる證左なる雖も、一旦幽閉を免したる以上は、果して放任すべし者なりとせば、論者或は言はん、幽閉を免せ

元來死刑囚の免幽閉者は、徒刑囚の假出獄と、其の比例をなすべきものにして、只其の罪質の區別に依りて、之を別異したるに過ぎざるへし。假令、假出獄、免幽閉、の其の待遇上及名義上の差異は論するの必要なきものとすも、全しく是れ刑期中にありて、決して本刑を全免せられたる者にあらざるは全一理なり。然うは乙論者の如く、流刑を免せられたる者と謂ふを得ざるは明白ならん。又法律の明文なきものは、執行を爲すを得ずとは、免幽閉者及假出獄者の逃走は、特に法律に掲げ來たゞさるを以て、刑法第百四十二條の囚徒逃走罪に依りて、之れが處分を爲す能はずとするも、本刑即ち流刑を免せざる限りは、即ち是れ囚人を認むるを以て、法律に於て許可せざる監督以外に運動し能はざるは當然の理ならん。況や亦逃走の形跡顯然たるものに於てをや、之れを是刑法第一百四十二條に依りて處分すること、何の異議あらん。若し果して該法文に依るの妥當ならずとせば、乙論者の如きは、之れを法律の不備に歸し、飽まで放任主義をどらんとするものならん。然れども法律の解釋の如きは、固より予輩不識の徒の、敢て喋々すべき所にあらざると以

恐しや。

滿期放免の親分に頼む消炭の手紙、謀計甘く行はれて、

我か兄なる、権田成恭如何に人目を避けたりけん、壁の外より投げ込みし繩包、工事終てし夕暮時の歸路、そを

抜き見れば嬉しや、こよなき業物なりけり。

春過ぎて降りみ降らずみ五月雨の天、いと小暗き夜半の鐘は、諸行無常と響く丑三ツ頭、起き出で、見れば、雨

はいや増しに降りしきり、雷さへれぞろくしく鳴り轟めき、聞くさへ恐ろしき天候を、白川夜船いぎたなく、誰一人知るものなし……しめた！ 鋸片手に諸處をさぐれば、足ふみかけんばかりの丸太、横に渡して五六本、幸運なりとぞを登れば、頭の上に四角角、切り放して屋根の上なる土搔き除けはや逃れんばかりの穴あきけり。

見廻の役人音を聞き附け、其の戸際に來たれど異常なく、見張の役人の吃るへ聞こゆれば、まづ安心と立ち去らんとする折から、今迄降りしきりたる雨聲れて、雲間を出づる月影の、怪しや獄屋の中に漏るを見て叱驚り、出遇へと呼ぶ聲に夢を破られ、出で來たりし押丁三五名を手早やく、草を分けつゝ其の行方を搜せせ、影は只水邊の孤愁哀れに水に映るのみ。

(未完)

獄事彙報

るが如きの弊害、之なしとせず、苟しくも身を獄務に委ね、悪人を統御して、感化遷善せしむるの任にありながら、斯の如き卑劣の精神を持する者あらば、如何して今日獄務の改良を謀るを得んや、如何に今日看守の地位を高むるも、如何に口に獄務の改良を唱ふるも、看守其の人にして斯の如き所爲わらば、また何とせん、然れ共尊敬服從の事たる、獨り其の官衙にありて、是れを分形に顯はすの形式を以て足れりとせざるなり、看守たる者の思想は、不斷此の規律のある事を忘却せず、職務外ども、傲慢不遜の舉動を爲すが如きは、亦決して許す所にあらざるなり、亦非番の時と雖も、上官より私宅に來る可きの通知を受け、若しくは職務上見聞したる事にして、宥恕すべからざる場合に在りてば、何時たりとも上官の居に至りて申告せざる可からず、只戒む可きは、上官の私愛を得るの手段として、濫に其の好意を買はんとするが如きは、卑劣の行爲なりとす、故に若し果して、かゝる士あらば、宜しく猛省する所ありて、此の精神を洗除し、我が獄務界の爲め、否國家社會の爲め、盡力する所あるべし、獄務改良多端の今日なるをも顧みず、猶數年前の吏員の如き精神を持つ事あるべからず、茲に鄙言を吐漏して、諸士が愛讀する貴重の新誌を汚す、幸に一讀の勞を探されよ、

（一）斯の頃の生暖き日影に倦みて、清流金波躍る隅田の畔に、暫く世を過れし某、又もや浮世の風に誘はれて拙筆なれば、書きつるまゝを書い記し夜嵐、御賞美とこそ行かずもあれ、只々御見通し被下らば、欣喜雀躍の至りに堪へずとくくなん。

此の頃の生暖き日影に倦みて、清流金波躍る隅田の畔に、暫く世を過れし某、又もや浮世の風に誘はれて拙筆なれば、書きつるまゝを書い記し夜嵐、御賞美とこそ行かずもあれ、只々御見通し被下らば、欣喜雀躍の至りに堪へずとくくなん。

穂川の茅舎にて 一松庵志す

獄事彙報 短篇

今は昔、いづくなりけん。重き所刑を受けし太田保吉と呼ぶ大盜賊ありけり。終身かゝる薄暗き耻辱を忍んで居らんよりは、浮世を太く短夜の夢覺めて、東海に沈む日影を背に負ひ、千紫萬紅の色を競ふ草木を眺め、終日の苦役に汗臭き衣服を、東方吹く風に曝しつゝ、かゝる身も來方行末のこと思ひ廻せば、我が身はいと秋の宵に、田の面に鳴く虫の如きぞかし。

天網快々疎にして漏らさず、我が同類は一様に鎖に繋がれ、泣き叫ぶ妻子を振り捨てゝ、哀れや虫のすかぬ作業を朝より晩まで、汗水流して暮らさんと、男一疋の耻なりかし、ふゝよし／＼かうしてくれよう、と謀計む心の

（○御断り）木誌第五十四回獄事彙報欄内押丁の捕縛と題し大坂毎日新聞を掲載したる事項は其後公明なる法官の審判に依り去る九月十二日免訴相成りたる事伊藤義三氏より申入越されたり

●監獄の差入物に就て、當市美江寺町の京口屋は從來岐阜縣監獄署在監者へ常食及び金品の差入れを常業と爲し居りし處先き須同家の赤痕病患者ありし爲め一時差入れを停止せられしも此の程從前通り據へての差入れのな許可せらるゝに至りたりといふ惜して茲に甚だ訝なりといふ餘を聞くがま。記さんに右の京口屋へ常食の差入れを依頼し其の日数に懸念代金を支拂ふも同家にては更に受取書を出さるゝしなるが、是れが差入れを受くる者は素より在監被告人の事まで内外相通する事難く殊に差入れ人が遠隔の地に在る等の場合は於ては殆んど常食差入れの度数を調べるの便宜なき處より遂に約束通りの常食を差入る、や否やに付き大抵ひ無きを得ずとの說ありしは一度ならず二度までも不注意千万と言ふべし。（明治廿六年十一月八日岐阜日日新聞）

●差人の注意 本縣監獄署にては今般下の掲示をなせり「刑事被告人に対する威儀故意より臥具の差入をなさんとするときは成るべく毛布を用ふべし」

●常監委員の出張 縣會常監委員の諸氏は久留米、小倉の兩監獄署監署の第一丈餘の柄を織り出し之れを圍けて駆けり同署構内に入り機具の織掛けりし椅子編三丈五尺余を窃取し去りたる賊ありしとは一度ならず二度までも不注意千万と言ふべし。（明治廿六年十一月五日福岡日日新聞）

●典獄署長轉任の風説 是亦風説なり金葉は數々に信せし日坊間相傳へて云



故獄務顧問サンオフヤンバツハツ氏碑之



故獄務顧問フオンゼーバツハ氏建碑式追遠會の記事及祭文

故獄務顧問フオンゼーバツハ氏建碑式

一天寥廓四望蕭條、鴻雁空しく天を翔り肥馬高く野に嘶くの秋、徐に過去の事を追想せば悲感交々臻り涙沾巾を濡すもの幾許時、豈獄務顧問フオンゼーバツハ氏を亡ふが如きも其の一ならずや

吾人特に直接間接に身を監獄の事業に委ねるの士か瞬時だに忘れんとして忘るゝ能はざるものは蓋しゼーバツハ氏の紀念なるべし予は今更て茲に氏の來歴を記すの要を見ず又何ぞ敢て氏の功績を記すを要せん何となれば是等の事は夙に諸君の脳裏に侵染するものなれば此の際更にかかる悲哀の慘事を復活するに忍びざればなり唯建碑の情景を序して子輩の憂懐幾分を舒暢する所あらんのみされど尚ほ瞑目追想せば哀情切に吾人の脳裏を襲ひ來たり亦言はんど欲して言ふ能はず筆澁り口呑し終に懊惱煩悶に沈むこと屢々なりき

顧みれば氏の沒後早既に三年となりぬ、是より先石澤典獄元監獄官練習所長たるの故を以て普く書を各監獄官に寄せ其の吊慰の情を表せんが爲めに醵金せんことを諂る諸氏直に之を諾し無慮集るもの千百三十餘金乃ち此の由を在國なる母氏の許へ通じ建碑の資となすべきか若しくは物品を贈與すべきかその意の在る所を問ひしに母氏は公使の手を経て答へて曰はするやう厚意謝するに堪へたり若、微意の在る所を示さばあはれ金石に鏤めて永久祭祀するを得ば亦過分の望なり云々とありき、よりて石澤典獄は此の意を各監獄官に返牒しその議終に碑を建つるに一決せり而して其の碑石は内務省御備逸人ヲハルドセール氏之か設計をなし石澤典獄之を督し東京集治監囚徒を役して工事に従はしめたり、全部凡て御影石を以て作り穹碑廣兆其の莊嚴華麗なること亦墓地中に多く見ざる所なり、本年十月工事全く竣はり終に十一月五日を期して建碑式を擧けらる、其の今日あるに至りしは總て石澤典獄の斡旋に出づるものにして吾人深く其の勞を謝せぞんばる可ずら

此の日朝來陰霽濛々、雨將に至らんとするの徵わりしかば心私に之を憂へたるに果せるかな八時頃細雨降り出で

ぬされども霎時に霧れ快晴に復し一天拭ふが如く又微個陰雲たに翳さざりき想ふに造化も亦此の愁哀の日に感じ涙滴數行たりしものならむ斯ゝる天候あるにも拘はらず凡て參會したるもの七十有餘名中には千葉、埼玉、茨城の近縣より來たゝれたるもの數名を見受けたり各自皆豫て設けられたる横濱停車場前なる「ちよし亭」に集まり午前十一時腕車及び馬車貳輪を驅りて共同墓地に到れば墓前既に石澤典獄寄贈の栽菊、廣島縣監獄署寄贈の菊花野田愛媛縣典獄、武司重潤、鶴永光廣三氏より寄贈されたる柳樹を排列し且つ其の前面に神奈川縣看守三十名餘隊伍を編して威容嚴然たるありき地方より參集したる者は其の側面に列し十一時半石澤典獄立て若山典獄、神谷典獄其の他有志者より寄送したる祭文を朗讀す一句一言肺肝より出て悲愴の情に堪へず覺えず涙淋漓たり次に小河典獄亦吊文を讀む殊に朝夕親炙したるの故を以て一層の悽愴を感じ同情を惹起したりき小泉前典獄の吊詞も亦幾多の感動を與へぬ後獨逸人(設計者)リハルドゼール氏の默禱を終へ蘆立書記(東京集治監)立ちて若山典獄、神谷典獄其の他有志者より寄送したる祭文を代讀す何れも皆過去の情誼躍如として紙面に溢れ愁哀の情に堪へざるものにあふざるはなし十二時半式全く終はりて參會者は亦「ちょし」に歸り午飯を喫す聞く此の日僧侶の讀經せざりしは凡て外國の例に倣ひたるものなりとか

今日午後三時芝紅葉館に於て全氏の追遠會を開く會する者四拾名小原貴族院議員小野田警保局長も亦來會せられたり席上床前に故全氏の撮影を掲げ一々禮拜す石澤小河両典獄一場の懷舊談をなし殊に獨逸人の講談の如きは全國人なるを以て其の談話自ら悲愴を帶び肅然危坐するに至りぬ八時散會し茲に於て全く盛大なる建碑式并に追遠會を終へぬ

嗚呼此の蕭寥物を思はするの際に在りて此の式を行はる感慨曷ぞ勝へん若し夫れ門下の士碑前に雲集するか如きは氏も亦以て地下に瞑すべきか

附全日建碑式に於て朗讀せられたる祭文并に進遠會の講話筆記を得たれば之を左に掲ぐ其の講話筆記は未だ演者の校閱を経たるものにあらざれば意足りて筆到らず辭或は文を爲さる所あらむ是等の責は見て編者に於て

負はん覺悟なり

祭 詞

印 南 於 菴 吉識す

時維明治廿六年十一月五日元監獄官練習所長東京集治監典獄正六位勳四等石澤謹吾肅みて故内務省獄務顧問勳五等普漏士王國陸軍少尉クルト、フォン、ゼーバッハ君の靈に告く嗚呼君偶、病に罹り溘焉逝矣實に明治廿四年十月廿一日也今や其當時を追憶すれば感慨交々至り哀悼の情轉た禁する能はず我邦夙に君を招聘して委するに顧問の任務を以てす君志氣勇壯拮据匪能く其職務を盡くす何んそ圖らん一朝にして英士を失ふの不幸に遭遇せんとは天若し斯人に假すに壽を以てせは監獄事業を翼賛する所測るべからざる所とするに未だ其大成を見るに至らずして易簷す豈に痛惜に堪へんや君曩に勳五等に叙し瑞寶章を賜ふ君の監獄史上我國の光輝を發揚せし其功績は天恩の優渥なると共に萬世に傳ふと云爾

茲に我司獄官吏費を捐て君の墳塋を營し本日をトして建碑の典を舉く九原、山遠く水冷かなるの邊、幽明既に途を異にし復た相見るべからず雖も相愛相情の思念は終始敢て諱ること莫けん然りは則ち君亦以て瞑すべし噫嘻哀哉尙くは覺めんとす

時維明治廿六年十一月五日不肖保直恭しく 帝國政府獄務顧問フォンゼーバッハ君易簷二歳に當り同志諸子相謀り碑を横濱山手共同墓地に建設す 保直末班に列するを以て清酌庶羞の奠なしと雖も聊か結草の儀に模し敢て不文を以て威靈を慰めんとす
曩者政府遠く君を孝國より聘し廳府縣典獄を召集し職務を傳習せしめらるゝに際し保直も亦た神奈川縣より出でて其業を受く附來日夕親炙歐州獄事の要訣を傳授し業を卒へて歸仕し齊しく之れを實用に充つるに當り學理高尙實務剗切幾なうすして斯道の局面頗ぶる改良の歩を進めたり其功績の名譽を荷ふもの君にあらずして其誰そや君資性篤厚黒度開廓氣象爽快動作敏活此故に其の發する所皆な言行共に一致に出てさるはなし之れを以て直前の氣

は怯懦を起すべく敏決の能は以て紛撃を解くに足る是れ實に超庸奇偉の人士たる所以なり
殊に惜むらくは萬里齋し來る雄志未だ其の半を頗つに至らずして止矣是也回顧せは君始めて横濱波止場に上陸す
るに臨み保直直ちに握手面識を辱うし後ち横濱居留地病院に於て病革まるの日懲問看護を盡すに當り囁嚅悶求目
手を以て其の意を通せんとするもの類也ど雖も保直洋語を解する能はざらしが故に君意の在る所を通するを得ず
終に此地に於て永訣不歸の客となり止矣保直の中心爲めに焚くが如く肝腸爲めに九回其痛楚音容優然として今
猶心目に眷々たり嗟保直の君に於ける交を此地に始め又た此地に終ふ交誼終始全きを得たるものと云ふ可き也而
して本日相會する諸子皆な是れ先師の遺業を擴充し之れを千歳不朽に傳へんと欲し茲に丕に碑石を建設す墓艸己
に再枯せり遙かに悲風を望み歎歎言人能はモ嗚呼哀哉痛哉

非職神奈川縣典獄從七位 小泉保直 拜哭

嗚呼故ゼーパツハ先生は明治二十四年十月二十一日病を以て溘然逝去烏兔勿々年を閱すると早く已に三秋先生の
墓碑已に工を竣へ本日其建碑式を執行す回顧すれば先生明治二十二年十月我か帝國政府の獄務顧問として來航
し爾來或は山河を跋涉して親しく各地方の獄務を觀察し或は生徒を一堂に集めて治獄の理實を講說し若くは政府
の諮詢に應し反覆其懷抱する所の蘊奥を策立し世を歿ふるまで忠勤一日の如くなりしと云ふ本邦獄事上改善の今
日ある蓋し先生の功勞與て力ありと云はざるへけんや於是乎長くも我天皇陛下は先生の功勞を嘉し給ひて五
等瑞寶章を下し賜ふ先生の光榮亦大なりと云ふへし不肖太一郎等曩に監獄官練習所に在て親しく先生の清容に接し
薰然たる高教を受く嗟々先生今や則ち亡じと雖も温乎たる清容諱乎たる德音は今尚ほ髣髴として耳目に存し追慕
哀悼の情に堪へず太一郎等遠く西海に在て山河隔絶親しく此盛典に陪するとを得ず遺憾曷く堪へん聊か斯に哀辞を
叙ふ在天の靈尙くは照鑒せよ嗚呼哀哉

明治廿六年十一月五日

大分縣典獄正八位 矢部太一郎

大分縣監獄書記兼看守長

佐藤元次郎

維明治二十有六年十一月五日生等謹て先師タルト、フォン、ゼーパツハ君の靈に告く師の我監獄顧問に聘せられ其
効績たるや生等薰陶に浴せし者の忘れんとして忘るゝ能はざるところなり曩きに東京集治監典獄石澤謹吾氏師か
功德を千古に傳へんか爲め墓碑建設を發起す四方の同志賛成を表し今や工全く成り玆に其式を舉く嗚呼盛なる哉
生等參集諸氏と同しく師の墓前に伏し親しく祭詞を陳せんとするも故ありて微衷を果す能はす聊か難言を呈す蓋
し情の止む能はざるに出づるなり尙饗

神谷彦太郎
江澤精造
上田稔

謹而故フォン、ゼーパツハ恩師の尊靈に告く回顧すれば師の遠く東洋我國に渡來せしは實に明治廿二年の秋なり
き而して師は任を獄務顧問の職に承け或は監獄官練習所教官とあり以て獄制をして改良上進の域に導き今日漸く
我國獄務の燦然として光輝を放たんとする事運に際會す其効蹟や詢に師を措きて誰れか之れに當る登時生等彼
の小管原煙白く霞紅なる譽含に於て親しく温乎たる清姿に接し諄乎たる高教を受く師の音詞今猶歷然として耳底
に在り肝銘忘れんとして忘るゝ能はす生等尙ほ學はんど欲するもの間はんど欲するもの混々續出泉源に於けるか
如し而して今や師既に亡し矣嗚呼悲哉生等師の恩寵に報ゆるの街唯た奮勵盡瘁獄務の爲めに倒るゝ決心あるのみ
今や有志の士師の追悼を表する爲め爰に本日をトし建碑式を舉くるに際し聊か難言を綴り碑前に供す冀くは魂魄
來り享けよ

明治廿六年十一月十一日

岩手縣監獄署員

熊山毅
武田和忠太

監獄課員の祭文

維時明治二十六年十一月五日眞木喬、山上義雄、坪井直彦、印南於菟吉等謹み再拜して故獄務顧問フォン、ゼーパ

ツハ氏の靈を祭りて曰はく氏の我邦に聘せられしは實に明治二十二年九月にして爾來孜々として我獄務の改善を圖られ又將來に向かつても尙斯道の爲めに幾多の企望を齎らされたりしが何ぞ圖らん中道にして天忽ち之れか命を奪はんとは嗚呼哀しい哉抑々氏の木に就かれし以來鳥兔勿々として茲に三年の祭典を行ふに至れり乃ち當時を追想して俯仰已む能はず日月は流れて三たび葛蔓を更ふるも氏の音容は宛として猶ほ昨日のごとし嗚呼哀しい哉氏若、靈あらば尙はくは覺けよ

祭 詞

茲に明治の廿あまり六年霜月の五日といふに佐野尙謹みて内務省顧問勸五等セーバッハ大人の靈に申そあはれ哀しきかも君身死られてより今に三年になりぬ常なきは人の身の習とぞ知るも昔の事を思ひなば誰かは之を歎かざらんあはれ哀しきかも君明治の廿あまり二年に我か公の招により獄務の顧問となすせ給ひしより深く皇國の監政の法度の紊乱しきを憂へさせ給ひ夜もて日に懼き心を碎き思と運び人の憂となるべき事を改め喜となるべきをは進め長を断ち短を補はせ給ひて漸くその法度も改まりて燐然光を放たせ給ひきさるを今君果敢なくも失せ給ひしは實に皇國の福なりかし神若年を假し給はば更に如何なる目出度事を成し給はましを誰かは惜まざらん誰かは歎かざらんあはれ哀しきかも我言揚げするを泉の下にてさやかに聞こしめし遙に見そなはせと申す

大日本監獄協會庶務委員

佐 野 尚

芝紅葉館に於て追遠會を催したる時の談話筆記

○石澤君の演説

一寸御挨拶を申上げます本日ゼーバッハ君の建碑式を執行するに當たり豫て其の旨を御參同の諸君に御通知致しました所今朝少しく降雨ありたるにも拘はらず意外に多く御来集下され且つ又其の後天氣も快晴に復し万事都合良く此の式を終はりましたのは私の最も喜ぶ所でござりまして元監獄官練習所長の資格を以て茲に諸君に御禮を申上げます

此の度此の式を執行するに付いては全國の各典獄其の他有志諸君に通知致しましたるも生憎諸縣とも昨今縣會開設中にて出京六ヶしとの御断りがありました然しながら御出京にならざるも夫々祭詞香花等を寄せられ追悼の情は誠然紙面に溢れて居ります

此の式を終はりし後今日此の席に於て追善の爲に此の會を設けたき旨御參同の諸君に願ひました處是亦異議なく残らず御參集になりましたのは誠に忝く私も御謝する所てあります唯今ゼーバッハ氏の功徳を述べべき次第てあります既に建碑式の際一言致しました故に別段茲には更めて申上げません固より此の事は私の申述ぶる迄もなく諸君に於て十分御承知のことであります唯諸君の御來集にありましたのは私の最も満足する所でありますて重ねて茲に御禮を申し述べます

從來我か邦人の性質として追悼の情厚く且つ其の親誼なること恐らく此の一事は外國に對しまして毫も譲る所がなからうと思ひます其の例として彼の故セーバッハ氏に對し諸君の赤心を吐露し友愛の情、雋然濃なることは今日を以てても知るとか出來ます實は本日追善會を催さむが爲めにゼーバッハ氏に縁故深き此の紅葉館を以て行ふことに致しましたのは時正に紅葉蜀錦の繡を織り成さんとする今日に當たつて聊か我か同胞の丹心を表するを云ふに因みたる微志でござります

○小河君の演述

今日は故セーバッハ氏の碑成り建碑式の爲めに茲に追善會を催し私も其の末班を汚すことを得たるものは私の最も喜ぶべき次第であります殊に私は御承知の如く氏に對しては多年親炙し居れば其の情深く、さらぬだに物思はする事の多き此の時に此の會を催さるゝ事なれば万感胸に積り何とも申上ぐる事も出來ざる有様でござります私は今日の所に於きましては偏に石澤君の御盡力を謝し尙ゼーバッハ氏の衷心を述べる迄に致して置きました憶ひ起こそ先年此の席に於て第二回練習所受業生を送るの時に際し氏の云はるゝ様今茲にて諸君と相別かるゝは實に悲しきことなりされどこの幾多の秀才が各地方に散じて國家の爲め、監獄事業の爲め大に奮闘する所あると云ふことを知りましたならば毫も亦以て悲しとモるに足りません彼の徒に私情に趨り一時の悲哀を忍ぶは後來の大成を希ふ所以のものでありまして寧吾人の喜ぶ所ではござりませんか諸君希くは將來の爲め自愛せよ云々この言は今尚諸君の耳底に存する所でござります今や此の送別を爲したるの人却つて遠く去つて幽明路を隔つ

るに至りましたのは先生の爲め國家の爲め即ち諸君の先達となるものを失ひたるは深く斯の事業の爲め惜しむ所でござります所謂先生の死は公私共に愛惜すべきものにして殊に先生の起臥進退常に日本の監獄を忘れず一言一行我か監獄の事にあらざるはなく將來我か監獄に付きて企圖したる所のもの亦少なかざることは日夕相親炙したる私の能く記憶する所であります而して今氏の斯の如き熱心を以て斯の事業に當り一層の進歩を見ること能はざるは實に私の遺憾とする所であります、されども他の一面を顧みれば是れまた決して憂ふべきの事ではあります。せん今日吾人は多年此の監獄事業の爲めに經驗ある熱心なる警保局長小野田元熙君其の人を得たるの事であります君の最も斯の事業に對して留意熱心なることは毫もゼーバッハ氏と異なることはありません所謂先生の靈の局长閣下に乗り移りたるものと謂うても宜しうござります斯の人の下に立つて斯の事業の爲めに十分盡力しましたならば又先生なぞ雖も憂ふるに足りません尙委曲申し述べべき事あるも兎角萬感胸に塞り言はんど欲するも口噤みて述べることが出來ません唯在天の靈を慰せんが爲めに一言申し述べます

○リハルドゼール氏の演述（本會正員山上義雄氏の口譯に係る）

フォン・セーバッハ氏が日本に傭聘せられてより以來茲に四年を経過致しました氏の日本に來たりしは何の爲めでありましたか云ふ迄もなく氏は獨逸にて熱心に且熟練なる監獄官吏であります氏は身分ある家に生まれ自由に家族的快樂を受け下るゝ身でありながら遠く去つて此の天涯萬里の日本に來られしは一片斯事業の改善を計る所云ふ熱心より出でたものであります然しながら其の熱心其の熟練は不幸中道にして斃れたのは私は獨り同胞の爲めに之を惜しむのみならず尙日本國の爲めに最も惜む所であります、慈愛心に富んだる諸君が今日此の席に御来集になつて氏の爲めにかかる盛大なる追善會を催さるゝことは私に於ても如何にも喜ばしき次第であります況して本國にある母氏が聞いたならば如何に喜ぶでありますか私は故全氏に代はつて茲に聊か一言御禮を申し述べて置きます

石澤典藏の次へ神奈川縣典藏小河滋次郎君の祭詞を置く順席なりしかど同君は事務執掌の故を以て期日迄に送れ越されざりき然れども必ず送り越さるゝの約あるを以て次號に掲載すること、せり

● 本誌附錄及石版畫等は東京並木活版所長池田（舊姓寺井）宗平氏の練習所開所中故同氏に縁故あるに因みて之を寄贈したるものに係る會員諸君之を説せられよ

編 者 白

舊保局長小野田元熙先生著
舊內務省監獄課員神谷彦太郎君譯
本書ハ大英國ノ模範獄トシテ有名ナル
獄ノ事情ヲ譯出セラレシモノニ係ル獄事家タル者ノ宜
ク一讀シ給フヘキ良書ナリ

大日本監獄協會佐野尚君譯
歐米監獄事情 第十冊迄既刊壹冊代價金四錢九厘乃至金二十五錢
本書ハ廣く歐米監獄ノ事情ヲ得意ノ精筆ヲ以テ翻譯セラ
レシモノナレハ獄事家ノ座右ニ欠ク可ラサル参考書ナリ

佐野尚君譯
佛國監獄改良論 下卷 代價郵稅共 全壹冊 金二拾八錢
本書ハ佛蘭西監獄改良ニ依テ來リシ所ヨリ其今日ヲ致シ
タル頗末ヲ論述シタル原書ノ意義ヲ秋毫モ誤ラス最モ詳
細ニ譯出セラレシモノナリ

佐野尚君譯
佛國監獄改良論 上卷 代價郵稅共 全壹冊 金貳拾八錢
神谷彦太郎君譯
華氏監獄論 全壹冊 代價金四拾錢
神谷彦太郎君纂述
萬國議事提要 全壹冊 代價金六拾錢
神谷彦太郎君譯
英國獄事問答 全壹冊 代價金五拾錢
神谷彦太郎君纂述
右改良論以下四書ハ賣切ニテ目下絶版ニ候得其何レモ獄
事家ニ欠ク可ラサル最緊要書ナレバ豫約法ヲ以テ再版ス
東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地

警保局長小野田元熙先生著
舊內務省監獄課員神谷彦太郎君譯
本書ハ大英國ノ模範獄トシテ有名ナル
獄ノ事情ヲ譯出セラレシモノニ係ル獄事家タル者ノ宜
ク一讀シ給フヘキ良書ナリ

大日本監獄協會佐野尚君譯
歐米監獄事情 第十冊迄既刊壹冊代價金四錢九厘乃至金二十五錢
本書ハ廣く歐米監獄ノ事情ヲ得意ノ精筆ヲ以テ翻譯セラ
レシモノナレハ獄事家ノ座右ニ欠ク可ラサル参考書ナリ

佐野尚君譯
佛國監獄改良論 下卷 代價郵稅共 全壹冊 金二拾八錢
本書ハ佛蘭西監獄改良ニ依テ來リシ所ヨリ其今日ヲ致シ
タル頗末ヲ論述シタル原書ノ意義ヲ秋毫モ誤ラス最モ詳
細ニ譯出セラレシモノナリ

佐野尚君譯
佛國監獄改良論 上卷 代價郵稅共 全壹冊 金貳拾八錢
神谷彦太郎君譯
華氏監獄論 全壹冊 代價金四拾錢
神谷彦太郎君纂述
萬國議事提要 全壹冊 代價金六拾錢
神谷彦太郎君譯
英國獄事問答 全壹冊 代價金五拾錢
神谷彦太郎君纂述
右改良論以下四書ハ賣切ニテ目下絶版ニ候得其何レモ獄
事家ニ欠ク可ラサル最緊要書ナレバ豫約法ヲ以テ再版ス
東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地

警保局長小野田元熙先生著
舊內務省監獄課員神谷彦太郎君譯
本書ハ大英國ノ模範獄トシテ有名ナル
獄ノ事情ヲ譯出セラレシモノニ係ル獄事家タル者ノ宜
ク一讀シ給フヘキ良書ナリ

大日本監獄協會佐野尚君譯
歐米監獄事情 第十冊迄既刊壹冊代價金四錢九厘乃至金二十五錢
本書ハ廣く歐米監獄ノ事情ヲ得意ノ精筆ヲ以テ翻譯セラ
レシモノナレハ獄事家ノ座右ニ欠ク可ラサル参考書ナリ

佐野尚君譯
佛國監獄改良論 下卷 代價郵稅共 全壹冊 金二拾八錢
本書ハ佛蘭西監獄改良ニ依テ來リシ所ヨリ其今日ヲ致シ
タル頗末ヲ論述シタル原書ノ意義ヲ秋毫モ誤ラス最モ詳
細ニ譯出セラレシモノナリ

佐野尚君譯
佛國監獄改良論 上卷 代價郵稅共 全壹冊 金貳拾八錢
神谷彦太郎君譯
華氏監獄論 全壹冊 代價金四拾錢
神谷彦太郎君纂述
萬國議事提要 全壹冊 代價金六拾錢
神谷彦太郎君譯
英國獄事問答 全壹冊 代價金五拾錢
神谷彦太郎君纂述
右改良論以下四書ハ賣切ニテ目下絶版ニ候得其何レモ獄
事家ニ欠ク可ラサル最緊要書ナレバ豫約法ヲ以テ再版ス
東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地

教誨叢書

每月一回出版

第二十二輯目錄 明治廿六年十月分

○教諭

明治廿六年九月分

○社會の謹

勤勞

留岡幸助

○宗敎

安心立命(其二)

水崎基一

○傳記

賴山陽先生の小傳

松村介石

○成功之秘訣

安心立命(其三)

原胤昭

○傳記

安心立命(其三)

松村介石

○境遇及品格

冬宵漫錄

留岡幸助

○勤話

品格(處世)柔和至誠 渡邊望岳

留岡幸助

○信濃傳(插圖)

天道の配角 天職を完ふせよ

留岡幸助

○聯珠

信濃傳(插圖) 小林清親書

留岡幸助

○讀林子平先生いろは歌

天福堂主人 石田生

留岡幸助

○讀方勸善問答

人に対する服務

留岡幸助

同

情

會

北海道樺戸郡月形村本町通

●會 告

一金五圓也

元内務省警保居主事香川輝君より本會の事業を賛成し頼
書の金額を本會に寄附せられたり

● 本會雑誌に掲載すべき諸報告類は爾來毎月二十日を
以て締切り其後の報告類は翌月分に相廻し候事

● 本會細則第二條に據り庶務調査兩局長共同の發議を
以て小泉保直君に調査委員を嘱託す

● 本誌寄書家の玉稿は其無名なると匿名なるとに拘は
らず都て之を掲げ申度就ては續々玉稿を寄せられんこと
切望す但し紙數限りわるを以て長文の御寄書は自然掲
載方後るゝことあるを免かれされば成るべく簡単なるも
のを寄せられたし

● 本會に送附する爲替金は東京集治監官舍石澤謹吾氏
宛にて東京千住南組千住郵便局に振り込みの事

○通運便を以て送金せられ候節は必ず其持込貨御添へ被
下度

○郵券を以て代用せよるゝときは二割増たる事

○會費の送附及び會計に關する往復文書は

○會計に關せざる往復文書は
東京市牛込區神樂町大日本監獄協會事務所宛

右廣告候事 大日本監獄協會

(明治廿五年六月五日遞信省認可)

料	本 日 大 獄 協 會 雜 廣 告		價 定 表
	一 期 半 年 分 (六 期)	● 金 四 十二 錢 全 國 無	
十 行 以 下	一 六 錢 二 五 錢 五 厘	錢 二 五 錢 五 厘	但交換廣 告ハ一切 之ヲ取扱 ス
十一 行 以 上	回 五 錢 五 厘	回 五 錢 五 厘	一 ヶ 年 分 (十二 期) ● 金 八 十 四 錢 遞 送 料

明治廿六年十一月三十日發刊

發行兼編輯者	佐野尙
印 刷 者	池田宗平
印 刷 所	東京並木活版所
賣 拆 所	東京市淺草區黑船町廿八番地
發 行 所	大日本監獄協會事務所
東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地	
東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地	
全	其外各書店
臨	池書院